

NXグループの **団体総合保険**

安心して働くために
3つの補償制度を
ご用意しました。

大好評!!

1

日常生活の
ケガや賠償責任に
備えるプラン

団体傷害総合保険
団体傷害総合保険保険料

最大約**37%**割引

(団体割引 30%、大口割引 10%)



2

病気による
入院や治療に
備えるプラン

医療保険基本特約・疾病保険特約・
傷害保険特約・がん保険特約セット団体総合保険
新・団体医療保険保険料

最大約**30%**割引

(団体割引 30%)



3

一時金で
介護費用に
備えるプラン

医療保険基本特約・
介護一時金支払特約・認知症限定特約
(軽度認知障害等一時金用)セット団体総合保険

最大約**30%**割引

(団体割引 30%)



申込締切日	2025年8月18日(月)
保険期間	2025年10月1日午後4時から2026年10月1日午後4時まで1年間
ご案内対象者	詳細はパンフレットのP.30をご確認ください
お申し込み方法	詳細はパンフレットのP.1をご確認ください
保険契約者	NIPPON EXPRESSホールディングス株式会社
引受保険会社	損害保険ジャパン株式会社

【傷害総合保険にご加入の皆さまへ】

2025年10月1日以降に保険期間が開始するご契約について、傷害総合保険の保険料(または保険金額)および補償内容の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認ください。

【新・団体医療保険にご加入の皆さまへ】

2025年10月1日以降保険始期契約について、新・団体医療保険の保険料(または保険金額)および補償内容の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認ください。

【既加入者の皆さまへ】

○前年と同等条件で継続して加入される場合は加入依頼書のご提出は不要です。

○継続加入されない場合、または前年と条件を変更して加入される場合は、その内容を記載した加入依頼書のご提出が必要となります。

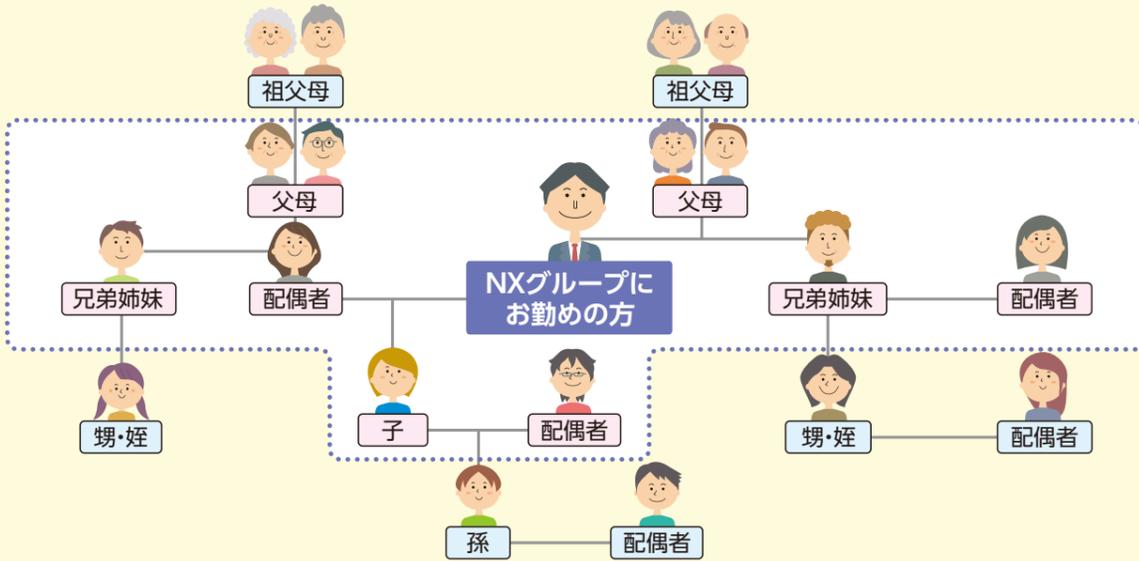
*新・団体医療保険については、満90歳以上の方(2025年10月1日時点の年齢)を被保険者本人としてご加入いただくことはできません。

本資料をお読みになる前にご覧ください。



■被保険者本人となることができる方の範囲

加入者本人：NXグループにお勤めの方（被保険者本人） 被保険者本人：保険の対象となる方



■被保険者の年齢

	新規加入	継続加入
傷害	年齢制限なし	
医療	満79歳以下	満89歳以下

※団体契約の始期日(10月1日)を基準。
中途加入の場合は中途加入日を基準。

■被保険者本人となることができる方の範囲(全プラン共通)

●被保険者本人となる条件として、配偶者・子供・両親・兄弟姉妹(上記の図で点線で囲まれた方)は、同居であることは問われませんが、その他の親族については、加入者本人との同居が条件になります。

※上の図は「被保険者本人となることができる方の範囲」の主な方々となります。
※配偶者…婚姻の相手方をいい、内縁の相手方および同性パートナーを含みます。
詳細は38ページをご確認ください。

お手続き方法のご案内 ~必ずお読みください~

お手続き方法は団体傷害総合保険、新・団体医療保険のいずれのタイプ・コースにおいても共通です。傷害総合保険にご加入の場合は、ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。

1 前年同等条件コースで継続される方

➡加入依頼書の提出は不要です。

2 内容を変更して継続される方(被保険者ごとの脱退を含みます。)

➡加入依頼書の訂正箇所を二重線で抹消し正しい内容を記入して、加入者署名欄に自署または捺印のうえ、取扱代理店までご提出ください。新・団体医療保険の場合、タイプの変更により、保険金額の増額や補償内容を拡大して加入される場合は、告知書の提出が必要となります。
傷害総合保険の基本プラン・弁護のちからプランの場合、「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、あらかじめ加入依頼書に打ち出された継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。加入依頼書の修正方法等は取扱代理店までお問い合わせください。

3 新規に加入される方

➡加入依頼書に必要事項を記入し、加入者署名欄に自署または捺印のうえ取扱代理店までご提出ください。新・団体医療保険にご加入の場合は告知書の提出が必要となります。

4 加入依頼書に記載された全ての被保険者のご契約を継続されない方

➡加入依頼書下欄「脱退」に○印をつけ自署または捺印のうえ取扱代理店までご提出ください。

日本通運(NXキャッシュ・ロジスティクス、NXエンジニアリングを含みます)・NX商事(NX・TCリース&ファイナンスを含みます)の方は2次元コードまたはインターネットからお手続きができます!!

インターネットからのアクセス方法 NX商事のホームページにアクセスし、
保険▶グループ従業員向け▶団体傷害・医療保険のインターネット手続き入口をクリック!



※日本通運の役員・組合専従、関連会社の方はご利用いただけませんので、上記のご案内をご確認のうえお手続きください。

1 ケガ補償プラン

基本プラン P5

基本プラン + 天災・特定感染症補償型 P7

交通事故傷害プラン P11

弁護のちからプラン P13

ゴルファープラン P16

2 病気・ケガ補償プラン

三大疾病補償プラン P21

がん補償プラン P23

医療充実プラン P25

大好評!!

3 介護・認知症プラン P27

告知の大切さについてのご説明(新・団体医療保険)…………… P29

SOMPO 健康・生活サポートサービスのご案内…………… P29

「補償の内容」「用語の説明」「注意喚起情報」のご説明 P30
※この保険のあらまし

団体傷害総合保険…………… P31

「オプション補償」…………… P34

弁護士費用補償(弁護士費用総合補償特約)…………… P37

ゴルファープラン…………… P41

新・団体医療保険…………… P46

ご加入内容確認事項…………… P58

(注)保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

プランの選び方は3ページをご覧ください

「あなたはどっち？」あんしんNAVI

あなたに合った安心を選ぶ参考にしてください。

世代やライフステージごとに異なる必要な補償。
まずは、ご自身に必要な補償をご確認ください。



介護・認知症プランのご案内

大好評!!

時間も費用も想像以上に負担が大きい。

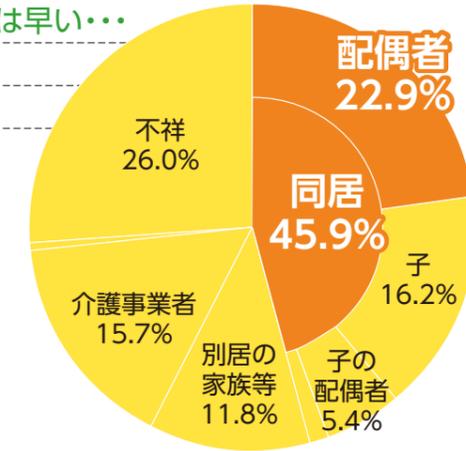
家族も自分も安心できる未来のため 介護の備え始めましょう。

自分はまだ介護について考えるのは早い...
なんて思っていないですか?
他人事ではありません。

要介護者との続柄

1位 同居している
配偶者

2位 同居している子
3位 同居している子の配偶者



出典:厚生労働省
「2022年国民生活基礎調査の概況」

介護にかかる平均費用

約**436万円**

初期費用 約115万円 | 月々の平均費用 約6.7万円×48か月

※過去3年間に介護経験がある人への調査 ※生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」2024(令和6)年度を参考に作成

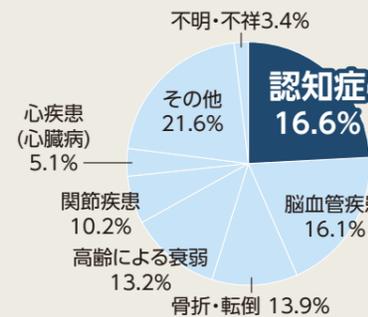
現役世代の自身の介護が今、増えています。

若年性認知症 約**2.6万人**

骨折・転倒等の不慮の事故

うつ病の精神疾患

出典:厚生労働省
「2022年国民生活基礎調査の概況」



働き盛り世代の認知症の発症進行が、増加・加速傾向にあると言われています。

介護が必要になる原因は
認知症は1位

出典:厚生労働省「2022年国民生活基礎調査の概況」

公的介護保険で利用できる介護サービスでも
自己負担が必要です。

公的介護保険で利用できる介護サービスは決められていたり、自己負担額(1~3割)も必要となります。また、介護用住宅改造や介護用ベッドの購入など初期費用も必要になります。

ご家族に負担をかけたくない! と思った今、備え始めましょう。 詳細は **P27** へ

基本プラン (熱中症危険補償特約セット)

- ケガの補償が充実(タイプ別で補償が選べます)
- 日常生活の個人賠償責任は1億円まで補償
- 賠償事故の示談交渉サービス付(日本国内のみ)

ケガによる補償について

- ◆入院・通院とも1日目から対象になります。
- ◆健康保険・生命保険・加害者からの賠償金などとは関係なくお支払いします。

ケガの補償

- 死亡保険金
- 後遺障害保険金
- 入院保険金
- 手術保険金
- 通院保険金
- 被害事故補償

家庭・職場・旅行中など、日常生活におけるさまざまなケガを補償します。



料理中のケガで通院した。



外出中に熱中症になり入院した。



仕事中のケガで入院した。



ひき逃げや犯罪行為によるケガで入院した。



スポーツ中のケガで、入院して手術をした。

賠償責任の補償

個人賠償責任補償特約

日常生活におけるさまざまな法律上の損害賠償責任を補償します。



飼い犬が他人にケガを負わせた。



自転車で走行中、歩行者にケガを負わせた。

こんなときにお守りします【保険金お支払い事例】

自宅でケガ

(通院17日)
自宅ですまづき足を骨折



85,000円

学校でケガ

(入院12日、通院21日)
子どもが学校の体育の授業中に手首を骨折



55,500円

他人への賠償責任

子供が自転車で歩行者とぶつかり相手に重度の後遺障害を負わせてしまった



11,280,000円

・損保ジャパンのお支払事例です。・実際のお支払いはご加入の内容やおケガ・損害の状態により異なります。

2つの職種区分の中から、該当の職種区分のプランをお選びください。

(保険期間1年、団体割引30%、大口割引10%)

職業・職種	
職種級別 A級	B級以外
職種級別 B級	木・竹・草・つる製品製造業者、漁業業者、建設業者(高所作業の有無を問いません。)、採鉱・採石業者、自動車運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業業者

注1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、モーターボート競争選手の方などは上表の分類と保険料が異なります。
注2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)の方等についてはお引き受けできません。



ご家族ぐるみ コース

被保険者	補償内容	職種級別 A 級				職種級別 B 級											
		タイプ名	月払保険料	タイプ名	月払保険料	タイプ名	月払保険料	タイプ名	月払保険料								
保険金額	ご本人	死亡・後遺障害	500 万円	700 万円	800 万円	1,000 万円	400 万円	500 万円	700 万円	800 万円							
		入院保険金日額	5,000 円	5,500 円	6,000 円	7,000 円	4,000 円	5,000 円	6,000 円	7,000 円							
		通院保険金日額	4,000 円	4,000 円	4,500 円	6,000 円	3,000 円	4,000 円	5,000 円	6,000 円							
	配偶者	死亡・後遺障害	400 万円	500 万円	550 万円	800 万円	300 万円	400 万円	500 万円	600 万円							
		入院保険金日額	3,000 円	5,000 円	5,000 円	6,000 円	3,000 円	4,000 円	5,000 円	6,000 円							
		通院保険金日額	2,500 円	3,000 円	3,500 円	4,000 円	2,000 円	2,500 円	3,000 円	4,000 円							
その他のご親族※	死亡・後遺障害	300 万円	420 万円	440 万円	490 万円	250 万円	300 万円	350 万円	370 万円								
	入院保険金日額	2,000 円	3,000 円	4,000 円	5,000 円	2,000 円	3,000 円	3,000 円	4,000 円								
	通院保険金日額	1,500 円	2,000 円	3,000 円	3,000 円	1,800 円	2,000 円	2,300 円	2,500 円								
被害事故補償		5,000 万円															
個人賠償責任		1 億円															
タイプ別月払保険料	主契約タイプ	タイプ名	月払保険料	タイプ名	月払保険料	タイプ名	月払保険料	タイプ名	月払保険料	タイプ名	月払保険料	タイプ名	月払保険料				
	基本補償型	AW0	3,820 円	AW1	4,700 円	AW2	5,490 円	AW3	6,520 円	BW0	4,010 円	BW1	4,980 円	BW2	6,010 円	BW3	7,060 円



ご夫婦のみ コース

被保険者	補償内容	職種級別 A 級			職種級別 B 級								
		タイプ名	月払保険料	タイプ名	月払保険料	タイプ名	月払保険料	タイプ名	月払保険料				
保険金額	ご本人	死亡・後遺障害	450 万円	720 万円	1,120 万円	550 万円	600 万円	850 万円					
		入院保険金日額	5,000 円	7,000 円	8,500 円	4,000 円	6,000 円	7,000 円					
		通院保険金日額	4,000 円	5,000 円	6,000 円	3,000 円	4,500 円	5,500 円					
	配偶者	死亡・後遺障害	400 万円	700 万円	1,000 万円	500 万円	540 万円	770 万円					
		入院保険金日額	5,000 円	7,000 円	8,500 円	4,000 円	6,000 円	7,000 円					
		通院保険金日額	4,000 円	5,000 円	6,000 円	3,000 円	4,000 円	5,000 円					
被害事故補償		5,000 万円											
個人賠償責任		1 億円											
タイプ別月払保険料	主契約タイプ	タイプ名	月払保険料	タイプ名	月払保険料	タイプ名	月払保険料	タイプ名	月払保険料	タイプ名	月払保険料	タイプ名	月払保険料
	基本補償型	AW4	2,990 円	AW5	4,060 円	AW6	5,150 円	BW4	3,380 円	BW5	4,410 円	BW6	5,550 円



ご本人のみ コース

被保険者	補償内容	職種級別 A 級			職種級別 B 級								
		タイプ名	月払保険料	タイプ名	月払保険料	タイプ名	月払保険料	タイプ名	月払保険料				
保険金額	ご本人	死亡・後遺障害	400 万円	700 万円	1,000 万円	350 万円	550 万円	800 万円					
		入院保険金日額	5,000 円	6,000 円	10,000 円	3,000 円	4,500 円	7,000 円					
		通院保険金日額	3,000 円	4,500 円	6,700 円	2,300 円	3,200 円	5,000 円					
	被害事故補償		5,000 万円										
	個人賠償責任		1 億円										
	タイプ別月払保険料	主契約タイプ	タイプ名	月払保険料	タイプ名	月払保険料	タイプ名	月払保険料	タイプ名	月払保険料	タイプ名	月払保険料	
	基本補償型	AW7	1,390 円	AW8	1,990 円	AW9	2,900 円	BW7	1,610 円	BW8	2,280 円	BW9	3,380 円

※ ご本人またはその配偶者の同居のご親族、ご本人またはその配偶者の別居の未婚のお子さま(婚姻歴のない方)をいいます。
注) すべてのタイプで「手術保険金」がお支払いの対象となります。事故によるケガのため、公的医療保険制度の給付対象である手術を受けた場合、入院中に受けた手術は入院保険金日額の10倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍の額をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりです。
注) 被害事故補償について、ご家族ぐるみコースはご本人・配偶者・その他のご親族とも、ご夫婦のみコースはご本人・配偶者とも、それぞれ同額となります。

基本プラン + 天災・特定感染症補償型 (熱中症 危険補償特約・天災危険補償特約・特定感染症危険補償特約セット)

基本プラン

- 地震、噴火またはこれらによる津波によるケガを補償するタイプもご用意しています
- 特定感染症による後遺障害・入院・通院・葬祭費用も補償します。(ご本人のみコースは葬祭費用の補償はありません。)

ケガの補償

死亡保険金 後遺障害保険金 入院保険金
手術保険金 通院保険金 被害事故補償

家庭・職場・旅行中など、日常生活におけるさまざまなケガを補償します。



料理中のケガで通院した。



外出中に熱中症になり入院した。



ひき逃げや犯罪行為によるケガで入院した。



スポーツ中のケガで、入院して手術をした。

賠償責任の補償

個人賠償責任補償特約

日常生活におけるさまざまな法律上の損害賠償責任を補償します。



飼い犬が他人にケガを負わせた。



自転車で走行中、歩行者にケガを負わせた。

こんなときにお守りします【保険金お支払い事例】

特定感染症

(入院16日、通院1日)
特定感染症に感染し入院と通院



83,000円

地震でケガ

(通院11日)
地震で倒れてきた棚にぶつかり足を骨折



66,000円

他人への賠償責任

子供が自転車で歩行者とぶつかり相手に重度の後遺障害を負わせてしまった



11,280,000円

・損保ジャパンのお支払事例です。・実際のお支払いはご加入の内容やおケガ・損害の状態により異なります。

2つの職種区分の中から、該当の職種区分のプランをお選びください。

(保険期間1年、団体割引30%、大口割引10%)

職業・職種	
職種級別 A級	B級以外
職種級別 B級	木・竹・草・つる製品製造業者、漁業業者、建設業者(高所作業の有無を問いません。)、採鉱・採石業者、自動車運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業業者

注1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、モーターボート競争選手の方などは上表の分類と保険料が異なります。
注2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。))の方等についてはお引き受けできません。



ご家族ぐるみ コース

被保険者	補償内容	職種級別 A 級				職種級別 B 級			
		タイプ名	月払保険料	タイプ名	月払保険料	タイプ名	月払保険料	タイプ名	月払保険料
ご本人	死亡・後遺障害	500 万円	700 万円	800 万円	1,000 万円	400 万円	500 万円	700 万円	800 万円
	入院保険金日額	5,000 円	5,500 円	6,000 円	7,000 円	4,000 円	5,000 円	6,000 円	7,000 円
	通院保険金日額	4,000 円	4,000 円	4,500 円	6,000 円	3,000 円	4,000 円	5,000 円	6,000 円
配偶者	死亡・後遺障害	400 万円	500 万円	550 万円	800 万円	300 万円	400 万円	500 万円	600 万円
	入院保険金日額	3,000 円	5,000 円	5,000 円	6,000 円	3,000 円	4,000 円	5,000 円	6,000 円
	通院保険金日額	2,500 円	3,000 円	3,500 円	4,000 円	2,000 円	2,500 円	3,000 円	4,000 円
その他のご親族※	死亡・後遺障害	300 万円	420 万円	440 万円	490 万円	250 万円	300 万円	350 万円	370 万円
	入院保険金日額	2,000 円	3,000 円	4,000 円	5,000 円	2,000 円	3,000 円	3,000 円	4,000 円
	通院保険金日額	1,500 円	2,000 円	3,000 円	3,000 円	1,800 円	2,000 円	2,300 円	2,500 円
被害事故補償		5,000 万円							
葬祭費用(特定感染症)		300 万円							
個人賠償責任		1 億円							
タイプ別月払保険料	主契約タイプ	タイプ名	月払保険料	タイプ名	月払保険料	タイプ名	月払保険料	タイプ名	月払保険料
	天災・特定感染症補償型	AZ0	4,480 円	AZ1	5,530 円	AZ2	6,440 円	AZ3	7,650 円
		BZ0	4,570 円	BZ1	5,700 円	BZ2	6,870 円	BZ3	8,050 円



ご夫婦のみ コース

被保険者	補償内容	職種級別 A 級			職種級別 B 級		
		タイプ名	月払保険料	タイプ名	月払保険料	タイプ名	月払保険料
ご本人	死亡・後遺障害	450 万円	720 万円	1,120 万円	550 万円	600 万円	850 万円
	入院保険金日額	5,000 円	7,000 円	8,500 円	4,000 円	6,000 円	7,000 円
	通院保険金日額	4,000 円	5,000 円	6,000 円	3,000 円	4,500 円	5,500 円
配偶者	死亡・後遺障害	400 万円	700 万円	1,000 万円	500 万円	540 万円	770 万円
	入院保険金日額	5,000 円	7,000 円	8,500 円	4,000 円	6,000 円	7,000 円
	通院保険金日額	4,000 円	5,000 円	6,000 円	3,000 円	4,000 円	5,000 円
被害事故補償		5,000 万円					
葬祭費用(特定感染症)		300 万円					
個人賠償責任		1 億円					
タイプ別月払保険料	主契約タイプ	タイプ名	月払保険料	タイプ名	月払保険料	タイプ名	月払保険料
	天災・特定感染症補償型	AZ4	3,510 円	AZ5	4,750 円	AZ6	6,020 円
		BZ4	3,820 円	BZ5	4,990 円	BZ6	6,270 円



ご本人のみ コース

被保険者	補償内容	職種級別 A 級			職種級別 B 級		
		タイプ名	月払保険料	タイプ名	月払保険料	タイプ名	月払保険料
ご本人	死亡・後遺障害	400 万円	700 万円	1,000 万円	350 万円	550 万円	800 万円
	入院保険金日額	5,000 円	6,000 円	10,000 円	3,000 円	4,500 円	7,000 円
	通院保険金日額	3,000 円	4,500 円	6,700 円	2,300 円	3,200 円	5,000 円
被害事故補償		5,000 万円					
個人賠償責任		1 億円					
タイプ別月払保険料	主契約タイプ	タイプ名	月払保険料	タイプ名	月払保険料	タイプ名	月払保険料
	天災・特定感染症補償型	AZ7	1,590 円	AZ8	2,290 円	AZ9	3,370 円
		BZ7	1,760 円	BZ8	2,500 円	BZ9	3,720 円

※ ご本人またはその配偶者の同居のご親族、ご本人またはその配偶者の別居の未婚のお子さま(婚姻歴のない方)をいいます。
注) すべてのタイプで「手術保険金」がお支払いの対象となります。事故によるケガのため、公的医療保険制度の給付対象である手術を受けた場合、入院中に受けた手術は入院保険金日額の10倍、5倍の額をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりです。
注) 被害事故補償・葬祭費用について、ご家族ぐるみコースはご本人・配偶者・その他のご親族とも、ご夫婦のみコースはご本人・配偶者とも、それぞれ同額となります。

オプション (オプションのみでの加入はできません。必ず基本プランとセットでご加入ください。)

① 財産に関する補償

日本国内に所在する加入依頼書等記載の建物内の家財等の火災・盗難・破損などの損害や、日本国内外を問わず偶然な事故により携行品に生じた損害を補償します。

住宅内生活用動産補償特約 (日本国内のみ)



携行品損害補償特約



借家人賠償責任補償特約
修理費用補償特約

(日本国内のみ)



【持ち家にお住まいの方】

※借家にお住まいの方も、「個人賠償責任保険」「借家人賠償責任保険」が他の保険と重複するなどで不要な場合は、AタイプからFタイプまでの補償もお選びいただけます。

保険期間 1年、団体割引30%、大口割引10%適用

補償内容	ご家族ぐるみコース		ご夫婦のみコース		ご本人のみコース	
	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Dタイプ	Eタイプ	Fタイプ
住宅内生活用動産(自己負担額3,000円)	500万円	700万円	500万円	700万円	500万円	700万円
携行品損害(自己負担額3,000円)	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円
借家人賠償責任	—	—	—	—	—	—
修理費用(自己負担額3,000円)	—	—	—	—	—	—
追加月払保険料	1,150円	1,300円	1,100円	1,250円	1,070円	1,220円

【借家にお住まいの方のみ】

補償内容	ご家族ぐるみコース		ご夫婦のみコース		ご本人のみコース	
	Gタイプ	Hタイプ	Jタイプ	Kタイプ	Lタイプ	Mタイプ
住宅内生活用動産(自己負担額3,000円)	500万円	700万円	500万円	700万円	500万円	700万円
携行品損害(自己負担額3,000円)	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円
借家人賠償責任	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円
修理費用(自己負担額3,000円)	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円
追加月払保険料	1,390円	1,540円	1,340円	1,490円	1,310円	1,460円

注)基本プランとオプションは同一のコースをお選びください。

② 携行品(ゴルフ用品)に関する補償

ゴルフ用品以外も補償されます

ゴルフ場敷地内等でのゴルフ用品の盗難
およびゴルフクラブの破損・曲損事故が起きた場合を補償します
※その他偶然な事故により携行品(身の回り品)に損害が生じた場合も補償します。



【携行品(ゴルフ用品)に関する補償】

保険期間1年、団体割引30%・大口割引10%適用

補償内容	保険金額	ご家族ぐるみコース		ご夫婦のみコース		ご本人のみコース	
		タイプ名	月払保険料	タイプ名	月払保険料	タイプ名	月払保険料
携行品 損害補償 (自己負担額 3,000円)	50万円	GK4	300円	GK8	240円	GK12	200円
	40万円	GK3	270円	GK7	210円	GK11	170円
	30万円	GK2	220円	GK6	170円	GK10	140円
	20万円	GK1	140円	GK5	110円	GK9	90円

※ゴルフ用品以外の携行品(身の回り品)も補償の対象となります。
注)基本プランとオプションは同一のコースをお選びください。

③ ホールインワン・アルバイトロス費用に関する補償

ホールインワンまたはアルバイトロス達成の際の
贈呈記念品・祝賀会等の、慣習として負担する費用を補償します



【ホールインワン・アルバイトロス費用に関する補償】

保険期間1年、団体割引30%・大口割引10%適用

補償内容	保険金額	ご家族ぐるみコース		ご家族(配偶者除く)ぐるみコース		ご夫婦のみコース		ご本人のみコース	
		タイプ名	月払保険料	タイプ名	月払保険料	タイプ名	月払保険料	タイプ名	月払保険料
ホールイン ワン・ アルバイト ロス 費用	100万円	G6	2,420円	G12	1,910円	G18	1,530円	G24	1,020円
	70万円	G5	1,690円	G11	1,340円	G17	1,070円	G23	710円
	50万円	G4	1,210円	G10	960円	G16	760円	G22	510円
	40万円	G3	970円	G9	760円	G15	610円	G21	410円
	20万円	G2	480円	G8	380円	G14	310円	G20	200円
10万円	G1	240円	G7	190円	G13	150円	G19	100円	

注)この特約の被保険者の範囲が、基本プランの被保険者の範囲より広くなるような引受けはできません。
注)基本プランとオプションは同一、もしくは狭い範囲のコースをお選びください。

交通事故傷害プラン (熱中症危険補償特約なし)

日本国内・国外を問わず交通事故によりケガをされた場合等に、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金をお支払いします

ケガによる補償について

- ◆入院・通院とも1日目から対象になります。
- ◆健康保険・生命保険・加害者からの賠償金などとは関係なくお支払いします。

ケガの補償

死亡保険金 後遺障害保険金 入院保険金 手術保険金 通院保険金 被害事故補償

交通事故によるケガを補償します。



ひき逃げや犯罪行為によるケガで入院した。



交通事故によるケガで後遺障害が生じた。

賠償責任の補償

個人賠償責任補償特約

日常生活におけるさまざまな法律上の損害賠償責任を補償します。



飼い犬が他人にケガを負わせた。



買い物中に商品を壊した。



自転車で走行中、歩行者にケガを負わせた。



他人の家の窓ガラスを割った。

こんなときにお守りします【保険金お支払い事例】

追突されケガ

(入院10日、通院3日)
信号待ちで自転車に追突され骨折



121,000円

自転車でケガ

(通院9日)
子どもが自転車で転倒しケガをした



36,000円

バイクでケガ

(入院1日、通院10日)
バイク走行中に転倒しケガをした



33,500円

他人への賠償責任

子供が自転車で歩行者とぶつかり相手に重度の後遺障害を負わせてしまった



11,280,000円

・損保ジャパンのお支払事例です。・実際のお支払いはご加入の内容やおケガ・損害の状態により異なります。

保険期間 1年、団体割引 30%・大口割引 10%適用

被保険者	補償内容	ご家族ぐるみコース		ご夫婦のみコース		ご本人のみコース		
		ご家族①	ご家族②	ご夫婦①	ご夫婦②	ご本人①	ご本人②	
タイプ名		KA2	KC2	KE2	KG2	KI2	KL3	
保険金額	ご本人	死亡・後遺障害	600万円	1,300万円	1,200万円	1,400万円	1,800万円	350万円
		入院保険金日額	7,000円	10,000円	9,000円	15,000円	14,000円	5,000円
		通院保険金日額	4,200円	7,000円	6,200円	11,000円	9,800円	2,500円
	配偶者	死亡・後遺障害	550万円	800万円	800万円	1,200万円	—	—
		入院保険金日額	6,000円	9,000円	9,000円	15,000円	—	—
		通院保険金日額	4,000円	5,500円	6,000円	9,500円	—	—
	その他のご親族*	死亡・後遺障害	400万円	500万円	—	—	—	—
		入院保険金日額	3,500円	6,000円	—	—	—	—
		通院保険金日額	3,000円	4,000円	—	—	—	—
被害事故補償		5,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円	
個人賠償責任		1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	
タイプ別月払保険料		1,450円	2,060円	1,510円	2,250円	1,480円	510円	

※ ご本人またはその配偶者の同居のご親族、ご本人またはその配偶者の別居の未婚のお子さま(婚姻歴のない方)をいいます。
注) すべてのタイプで「手術保険金」がお支払いの対象となります。事故によるケガのため、公的医療保険制度の給付対象である手術を受けた場合、入院中に受けた手術は入院保険金日額の10倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍の額をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりあります。
注) 被害事故補償について、ご家族ぐるみコースはご本人・配偶者・その他のご親族とも、ご夫婦のみコースはご本人・配偶者とも、それぞれ同額となります。

補償タイプとセットされる特約

補償タイプ	補償内容	交通傷害 24時間補償
被保険者	ご家族ぐるみコース・ご夫婦のみコース・ご本人のみコースからご選択いただいたタイプ	
セットされる特約	個人賠償責任補償特約、被害事故補償特約、交通傷害危険のみ補償特約セット	

被保険者(保険の対象となる方)の範囲

保険金の種類	ご家族ぐるみコース	ご夫婦のみコース	ご本人のみコース
死亡保険金・後遺障害保険金・入院保険金・手術保険金・通院保険金・被害事故補償特約	ご家族全員 (①から④)	ご本人+配偶者 (①+②)	ご本人 (①)
個人賠償責任補償特約	ご家族全員 (①から⑥)	ご家族全員 (①から⑥)	ご家族全員 (①から⑥)

①本人 ②本人の配偶者 ③本人またはその配偶者の同居の親族 ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子 ⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎりあります。)。ただし、本人に関する事故にかぎりあります。⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎりあります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりあります。

1 弁護士費用補償

“弁護のちから”が支える5つのトラブル

次の法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。

トラブルの当事者



次の①～③の法的トラブルについては、**被保険者ご本人だけでなく、お子さま^(※1)が遭遇されたトラブルについても対象となります。**

① 人格権侵害^(※2)

- 子どもがいじめにあい、登校拒否の状態になった。
- 昔の交際相手からストーカー行為をされている。
- ソーシャルネットワークサービス(SNS)上でいじめや誹謗中傷にあい、精神的苦痛を受けた。
- 電車で痴漢被害を受けた。



② 被害事故

- 路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
- インターネット通販の会社から、本物といわられて、偽物のブランド品を売りつけられた。



③ 借地・借家

- 賃貸期間中に賃貸マンションの家主から正当な理由もなく立ち退きを迫られた。
- アパートの雨漏りにより家具にカビが生えてしまったが、家主が修理してくれない。
- 借りている土地に建てた家の増築を、地主が正当な理由もなく承諾してくれない。



トラブルの当事者



次の④～⑤の法的トラブルについては、**被保険者ご本人に関わる調停等に要する弁護士への各種費用が対象となります。**

④ 遺産分割調停

- 兄弟間の遺産分割の協議がまとまらず、調停での手続きとなった。
- 母がすべての遺産を兄に相続させるとした遺言を残して亡くなり、自分が相続できる権利が侵害されたため、調停で手続きすることとなった。



⑤ 離婚調停^(※3)

初年度契約は、保険開始91日目から補償対象となります。

- 夫婦間での協議がまとまらず、調停で離婚手続きを進めるしかなくなった。
- 子どもの将来のための養育費の額について夫婦間の折り合いがつかないため、調停で離婚手続きをすることとなった。



⚠ 遺産分割調停、離婚調停については、トラブルが調停等の手続きに至った場合に、**被保険者ご本人に係る調停等に要した費用のみ対象**となります。

✖ 以下のようなトラブルは保険金のお支払いの対象になりません。

- 自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
- 医療ミスによる被害事故に関するトラブル
- 騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル
- 借金の利息の過払金請求に関するトラブル
- 顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関するトラブル

など

(※1) 被保険者が親権を有する未成年の子が対象となります。
 (※2) 人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。
 (※3) 離婚調停に関するトラブルの場合で、トラブルの原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生したときは、保険金をお支払いできません。

2 ケガの補償

被保険者の範囲: 被保険者ご本人

日常生活におけるケガ(傷害)も、24時間補償します。 国内・国外補償

急激かつ偶然な外来の事故によりケガ^(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。
 お支払いの対象となる保険金

死亡

事故の発生の日から180日以内

後遺障害

事故の発生の日から180日以内



(※) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません

→ 1 弁護士費用補償

2つの保険金で気になる費用をしっかりとサポートします。 国内補償^(※)

① 弁護士費用保険金

弁護士等へのトラブル解決の委任を行うときに負担した弁護士費用を補償します。

■ 保険金額 (保険期間1年につき)

通算 **300万円** 限度

■ お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する弁護士等への委任にかかった費用 × (100% - 自己負担割合 10%)

② 法律相談・書類作成費用保険金

弁護士等および行政書士へ法律相談・書類作成の依頼を行うときに負担した法律相談・書類作成費用を補償します。

■ 保険金額 (保険期間1年につき)

通算 **10万円** 限度

■ お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する法律相談・書類作成にかかった費用 - 自己負担額 (免責金額) 1,000円

(※) 日本国内の法令に基づき解決するトラブルが補償対象となります。

⚠ いずれの保険金も、弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼の前に、損保ジャパンの事前の同意が必要となります。

お支払事例 (人格権侵害に関するトラブル)

昔の交際相手にストーカー被害を受けている。自分だけで対応するのはこわいので、弁護士に間に入ってもらい交渉を行った。2回話し合いの末、本当に嫌がっていることを相手が理解し、今後は付きまとわないと約束をしてくれたため、合意書面を作成した。

弁護士等への委任にかかった費用 40万円
 着手金 15万円、報酬金 25万円

弁護士費用保険金のお支払い額
 40万円 × (100% - 10% (自己負担割合)) = **36万円**

法律相談・書類作成にかかった費用 1万円

法律相談・書類作成費用保険金のお支払い額
 1万円 - 1,000円 (自己負担額) = **9,000円**

合計 36万9,000円をお支払い

金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます。



★ 相談できる弁護士が身近にいなくても安心! 「弁護士紹介サービス」

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、担当の損保ジャパン保険金サービス課へご連絡ください。お客さまから依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介します。

★ 「被害事故・嫌がらせ相談窓口」

被害事故または人格権侵害への対応が必要な際に、お電話でご相談いただくことができるサービスです。警察OB・OG等トラブル対応の専門コンサルタントが、対応等についてアドバイスさせていただきます。「弁護のちから」の保険金請求対象の確認や弁護士等への委任のご相談は対象外となりますので、事故サポートセンターへのご連絡をお願いします。

(注1) 本サービスは損保ジャパンの提携業者がご提供します。
 (注2) ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
 (注3) ご利用は日本国内からにかぎります。
 (注4) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
 (注5) 「弁護のちから」の保険金をお支払いする事由が発生した場合は、下記事故サポートセンターまたは取扱代理店までご連絡ください。
 事故サポートセンター: [受付時間] 24時間365日 0120-727-110

(注) 保険金のお支払い方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご確認ください。

弁護のちからプラン (熱中症危険補償特約なし)

ゴルファープラン (熱中症危険補償特約セット)

補償内容と保険料

(保険期間1年、団体割引30%・大口割引10%適用)

補償内容 (保険金の種類)		保険金額	
		職種級別A級 AD1タイプ	職種級別B級 BD1タイプ
基本補償	弁護士費用補償	弁護士費用 (自己負担割合10%) 法律相談・書類作成費用 (自己負担額1,000円)	通算 300万円限度 通算 10万円限度
	ケガの補償	死亡・後遺障害	16万円 13万円
団体割引:30% 大口割引:10%		月払保険料	620円 630円

【プラン選択時にご注意いただきたいこと】

- 弁護士費用補償においては、加入者ご本人のみご加入いただいた場合、配偶者の方が被った法的トラブルは、補償の対象となりません。配偶者の方は、別途、弁護士費用補償とケガの補償がセットされたプランにご加入いただく必要があります(配偶者の方以外のご親族の方等もご加入いただけます。)
- ケガの補償においては、加入者ご本人のみご加入いただいた場合、配偶者の方およびお子さまのケガは補償の対象となりません。配偶者の方およびお子さまのケガの補償もご希望の場合は、別途、配偶者の方は、弁護士費用補償とケガの補償がセットされたプラン、お子さまは、ケガの補償のみプランにご加入いただく必要があります。

弁護士費用補償に関する保険責任について

- 保険期間中に原因事故が発生した場合に、保険金をお支払いします。
- 保険責任は保険期間開始日の午後4時に始まり、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
- 同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、弁護士等への委任もしくは弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼の回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼とみなし、保険金が支払われる最初の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼が行われた時に一連の弁護士等への委任および弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。

【保険責任の開始(原因事故発生日と保険期間との関係)(イメージ図)】



【「離婚調停に関するトラブル」の場合の保険責任の開始(イメージ図)】



(注)「離婚調停に関するトラブル」については、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過した日の翌日から保険責任が始まります(責任開始日)。したがって、責任開始日より前に原因事故が発生していたトラブルについては、保険金をお支払いできません。

ゴルフプレー中に備えるワイドな補償

練習・プレー中も安心。
プレー中の思わぬケガや、他人への賠償を補償します。

- 練習場・ゴルフ場でのゴルフ用品の盗難・破損等も補償します!
- ホールインワン・アルバトロス達成時に記念品の購入費用等をお支払いします!
- ゴルフプレー中の熱中症による入・通院等を補償します!

こんなとき、保険金をお支払いします

ゴルフプレー中の賠償事故
(賠償責任の補償)



ゴルフクラブの盗難・破損
(ゴルフ用品の損害)



ゴルフプレー中熱中症に
(熱中症危険補償)



ゴルフプレー中のケガ
(ケガ(傷害)の補償)



ホールインワン達成の記念品購入
(ホールインワン・アルバトロス費用)



保険期間1年、団体割引30%・大口割引10%適用

補償内容	加入コース	GA型	GB型	GC型	GD型*
ゴルフ中の賠償責任		1億円			
ケガ(傷害)の補償	死亡	600万円			
	後遺障害	上記金額の4%~100%			
	入院	6,000円	6,000円	8,000円	9,000円
	通院	2,000円	3,000円	5,000円	6,000円
ゴルフ用品の損害		20万円	30万円	30万円	50万円
ホールインワン・アルバトロス費用		30万円	50万円	70万円	100万円
月払保険料		470円	720円	940円	1,370円

(注)すべてのタイプで「手術保険金」がお支払いの対象となります。事故によるケガのため、公的医療保険制度の給付対象である手術を受けた場合、入院中に受けた手術は入院保険金日額の10倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍の額をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりません。

*GD型は新規加入はできません。

補償タイプとセットされる特約

補償タイプ	補償内容	ゴルフ中のみ傷害危険補償特約セット
被保険者		ご本人
セットされる特約		ゴルフ賠償責任補償特約、ゴルフ用品補償特約、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約、熱中症危険補償特約

1 ケガ補償プラン

2 病気・ケガ補償プラン

3 介護・認知症プラン

ケガの補償プラン

●被保険者(保険の対象となる方)の範囲

保険金の種類	ご家族ぐるみコース	ご夫婦のみコース	ご本人のみコース	ご家族ぐるみコース (配偶者不担保)
死亡保険金・後遺障害保険金 入院保険金・手術保険金 通院保険金・被害事故補償	ご家族全員 (①から④)	ご本人+配偶者 (①+②)	ご本人 (①)	
個人賠償責任補償特約	ご家族全員 (①から⑥)			
住宅内生活用動産補償特約	日本国内に所在する①から④までの方の居住の用に供される加入依頼書等記載の建物に収容されている生活用動産が補償の対象となります。			
携行品損害補償特約	ご家族全員 (①から④)	ご本人+配偶者 (①+②)	ご本人 (①)	
借家人賠償責任補償特約 修理費用補償特約	ご本人① ①借戸室の賃借名義人がご本人と異なる場合にはその賃借名義人を含みます。 ②①に該当しない被保険者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって被保険者を監督する方(被保険者の親族にかぎりません)。ただし、被保険者が未成年者または責任無能力者であって、被保険者に関する事故にかぎりません。			
ホールインワン・ アルバトロス費用	ご家族全員 (①から④)	ご本人+配偶者 (①+②)	ご本人 (①)	ご本人+ ご本人の同居の親族* + ご本人の別居の未婚の子 (①+③+④)

① 本人 ② 本人の配偶者 ③ 本人またはその配偶者の同居の親族 ④ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子 ⑤ 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎりません)。ただし、本人に関する事故にかぎりません。
⑥ ②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎりません)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりません。
*被保険者本人の配偶者を除きます。

●ご加入タイプの選び方

- 被保険者ご本人の職種の内容から「A級」、「B級」のいずれに該当するかご確認ください。
注) 職種内容につきましてご不明の点などがございましたら取扱代理店までお問い合わせください。
◎ご加入タイプごとの職種区分の見分け方は次のとおりです。
例 AW1 → 「A級タイプを指します」 例 BW1 → 「B級タイプを指します」
- ご家族構成に応じて補償の対象者の範囲を「ご家族ぐるみコース」「ご夫婦のみコース」「ご本人のみコース」の中からお選びいただけます。
注) 「ご家族ぐるみコース」の場合の被保険者は、ご本人、配偶者、ご本人またはその配偶者の同居のご親族、ご本人またはその配偶者の別居の未婚のお子さま(婚姻歴のない方)をいいます。
- 保険金額の異なる複数タイプをご用意しています。また、「基本補償型(天災の場合やO-157などの場合は補償されません。)」か「天災・特定感染症補償型(天災の場合やO-157などの場合も補償します。)」のいずれかをご選択ください。
- お選びいただいたタイプの「タイプ名」を加入依頼書にご記入のうえ、お申込みください。
注) ご加入限度口数は、原則「ご家族ぐるみコース」「ご夫婦のみコース」は一家族につき1口、「ご本人のみコース」は被保険者ご本人につき1口となります。また、オプションプランのみのご加入はできません。ご家族で各々「ご本人のみコース」に加入される場合などは、個人賠償責任補償特約の補償に重複が生じるため保険金額または保険料の調整が必要ですので、取扱代理店までお問い合わせください。

●補償タイプとセットされる特約

基本プラン (ご家族ぐるみ・ ご夫婦のみ の場合)	補償タイプ	補償内容	一般傷害24時間補償
	被保険者	ご家族ぐるみコース・ご夫婦のみコースから ご選択いただいたタイプ	
基本プラン (ご本人のみ の場合)	セットされる 特約	個人賠償責任補償特約、被害事故補償特約、熱中症危険補償特約 <天災・特定感染症補償型の場合は、次の特約が追加されます。> 天災危険補償特約、特定感染症危険補償特約 (後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金)	
	補償タイプ	補償内容	一般傷害24時間補償
基本プラン (ご本人のみ の場合)	被保険者	ご本人のみコース	
	セットされる 特約	個人賠償責任補償特約、被害事故補償特約、熱中症危険補償特約 <天災・特定感染症補償型の場合は、次の特約が追加されます。> 天災危険補償特約、特定感染症危険補償特約 (後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金) ※ご本人のみコースについては、特定感染症の葬祭費用保険金は 補償されません。	
オプション	セットされる 特約	持ち家にお住まいの方	住宅内生活用動産補償特約、携行品損害補償特約
		借家にお住まいの方	住宅内生活用動産補償特約、携行品損害補償特約、 借家人賠償責任補償特約、修理費用補償特約
		ゴルフに関する補償	携行品損害補償特約、ホールインワン・ アルバトロス費用補償特約

●その他の注意事項

- このパンフレットは、上記「補償タイプとセットされる特約」に掲載された内容にもとづく傷害総合保険の概要を説明したものです。ご加入に際しては、39・40ページの「注意喚起情報のご説明」を必ずお読みください。また、「ご契約内容がご希望に沿っていること」「保険料算出にかかわる事項が正しいこと」を58ページで確認させていただきますので、ご協力いただきますようお願いいたします。
- このパンフレットの保険料は前年のご加入人数により決定した団体割引30%、大口団体割引10%を適用しております。次年度以降、割増引率が増加となる場合がありますのであらかじめご了承ください。

下記3つのプランをご用意しております。

三大疾病補償プラン

がん(悪性新生物)、急性心筋こうそく、脳卒中を補償します!

がん

急性心筋こうそく

脳卒中

がん補償プラン

がん(悪性新生物)に限定して補償します!

(上皮内がん(子宮の上皮内がん、大腸の粘膜内がんなど)もお支払いの対象となります)

がん

医療充実プラン

三大疾病以外の病気やケガも補償します!

がん

急性心筋こうそく

脳卒中

その他の病気

ケガ

補償の対象となる疾病の一覧表

	三大疾病			その他の 病気	ケガ
	がん	急性心筋 こうそく	脳卒中		
三大疾病保険	○	○	○	×	×
がん保険	○	×	×	×	×
医療充実プラン	○	○	○	○	○

注)○印があっても、保険金の種類や傷病の内容などによっては保険金をお支払いできないことがありますので、詳細は取扱代理店までお問い合わせください。



充実した補償内容!

入院は1日だけでもOK!!

日帰り入院*でも保険金をお支払いします。

*日帰り入院とは、日帰り手術のため1日だけ入院と同じような形で病室を使用した場合等のことをいい、「入院料」の支払いの有無で判断します。

例)夜中の3時に病院に運び込まれ、当日の夕方に退院した場合など。

長期入院補償!!

「三大疾病補償プラン」

三大疾病による入院の場合、
1回の入院につき
最長1,000日まで補償

「がん補償プラン」

がんによる入院の場合、
無制限
(限度日数なし)

「医療充実プラン」

病気による入院の場合、
1回の入院につき
ケガによる入院の場合、
1事故につき
最長1,000日まで補償

先進医療[※]も補償!!

すべてのご加入タイプにセットされていますので、安心して治療に専念できます。

※「先進医療」とは、病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kan.html)

通院だけでも保険金をお支払いします!!

入院の有無を問いません。通院1日目から補償します。

「三大疾病補償プラン」「医療充実プラン」

三大疾病(がん、急性心筋こうそく、脳卒中)による通院について、45日を限度にお支払いします。(通院開始日から180日以内)

「がん補償プラン」

がんによる外来治療について、120日を限度にお支払いします。

新たにご加入される方へ
ご注意いただきたいこと

新たにご加入される場合、同一型・異なる型いずれの組み合わせでも
2口以上のご加入はできません。

三大疾病補償プラン

- がん(上皮内がんを含みます)、急性心筋こうそく、脳卒中の三大疾病を補償
- 何度でも診断保険金をお支払いします(1年に1回を限度とします※1)
- 三大疾病で入院した場合、初日から1,000日を限度に保険金をお支払い
- ご加入に際しては、告知書による手続きのみで医師の診断は不要です※2



三大疾病入院保険金

三大疾病の治療を直接の目的として入院されたとき、1,000日分を限度に三大疾病入院保険金をお支払いします。



三大疾病退院一時金

三大疾病による入院が継続して20日を超えて、かつ生存して退院されたとき、退院一時金をお支払いします(1回の入院につき)。
*疾病退院一時金特約と三大疾病のみ補償特約で構成されています。

三大疾病診断保険金

次の①から③までのいずれかに該当した場合、三大疾病診断保険金をお支払いします。

- ①ア. 初めてがんが診断確定されたこと
イ. 原発がんが治療したことによりがんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたこと
ウ. 原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定されたこと
- ②急性心筋こうそくを発病し、その治療を直接の目的として入院を開始されたこと
- ③脳卒中を発病し、その治療を直接の目的として入院を開始されたこと

※1 保険金支払事由に該当した日からその日を含めて1年以内に同一の保険金支払事由に該当した場合は、保険金をお支払いしません。

例) 大腸がんに罹患し、三大疾病診断保険金をお支払いし、その後1年以内に、前立腺がんに罹患した場合等。

※2 加入依頼書および告知書の内容により、ご加入をお断りする場合があります。

三大疾病手術保険金

三大疾病の治療のために病院または診療所において手術を受けられたとき、重大手術は入院保険金日額の40倍、重大手術以外の入院中の手術は入院保険金日額の20倍、重大手術以外の外来の手術は入院保険金日額の5倍をお支払いします(1回の手術につき)。

*一部の軽微な手術は対象外となります。
*手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット



三大疾病通院保険金

次の①から③までのいずれかに該当し、その直接の結果として通院を開始された場合、最初の通院開始日からその日を含めて180日以内の通院に対し、45日分を限度として三大疾病通院保険金をお支払いします。

- ①がんが診断確定された場合
- ②急性心筋こうそくを発病された場合
- ③脳卒中を発病された場合



先進医療等費用保険金〈病気・ケガ〉

ケガまたは病気を直接の結果として先進医療等を受けた場合、先進医療の技術料等を先進医療等費用保険金額を上限にお支払いします。

こんなときにお守りします【保険金お支払い事例】

急性心筋こうそくで
入院・手術後に通院した
(入院7日間・通院5日)

1,339,000円



脳卒中で
入院・通院した
(入院20日間・通院10日)

1,450,000円



・損保ジャパンのお支払事例です。・実際のお支払いはご加入の内容やおケガ・損害の状態により異なります。

■ご継続時に、補償内容の拡大をご希望の場合は、健康告知書の提出が必要です。

保険期間1年、団体割引30%、
三大疾病のみ補償特約・手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット

保険金の種類	保険金お支払事由	ご加入タイプ名		
		個人型① AH1	個人型② AH2	個人型③ AH3
入院	三大疾病の治療のために入院されたとき	入院1日につき 2万円	入院1日につき 1.6万円	入院1日につき 1.2万円
手術	三大疾病の治療のために、所定の手術を受けられたとき	〈重大手術の場合〉 入院保険金日額の40倍	〈重大手術以外の場合〉 入院中の手術 入院保険金日額の20倍 外来の手術 入院保険金日額の5倍	
退院一時金	三大疾病の治療のために入院し、20日以上継続入院後、生存して退院されたとき	20万円		
通院	三大疾病の治療のため通院されたとき	通院1日につき 5,000円	通院1日につき 4,000円	通院1日につき 3,000円
診断	三大疾病診断保険金のお支払要件に合致したとき	100万円		
先進医療	日本国内で先進医療等を受けられたとき	200万円限度		
保険料(月払)	満0歳~24歳	250円	210円	180円
	満25歳~29歳	330円	290円	250円
	満30歳~34歳	500円	440円	380円
	満35歳~39歳	810円	710円	630円
	満40歳~44歳	1,240円	1,090円	960円
	満45歳~49歳	2,100円	1,850円	1,610円
	満50歳~54歳	3,260円	2,860円	2,460円
	満55歳~59歳	5,090円	4,450円	3,800円
	満60歳~64歳	7,370円	6,440円	5,500円
満65歳~69歳	10,370円	9,030円	7,700円	
満70歳~74歳	15,000円	13,020円	11,060円	
満75歳~79歳	20,080円	17,410円	14,720円	

注) 1 新たにご加入される場合、同一型・異なる型いずれの組み合わせでも2口以上のご加入はできません。

注) 2 現在にご加入頂いている場合でも、新たに口数を増やすことはできません。

注) 3 新たに異なるプランに複数口のご加入を希望される場合は、取扱代理店までご連絡ください。

注) 4 保険料は、保険始期日(中途加入の場合は、中途加入日)時点の満年齢によります。

注) 5 継続加入の場合は満89歳まで、新規加入の場合、満79歳までの方が対象となります。満80歳以上の方の保険料については、取扱代理店までお問い合わせください。

注) 6 本保険は介護医療保険料控除の対象となります。(2025年5月現在)

注) 7 保険金のお支払方法等重要な事項は、P30の「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

がん補償プラン

- 白血球や上皮内がんも補償の対象
- 何度でも診断保険金をお支払いします(2年に1回を限度とします※1)
- がんで入院した場合、初日から無制限で保険金をお支払い
- ご加入に際しては、告知書による手続きのみで医師の診断は不要です※2



がん入院保険金

「がん」の治療を直接の目的として入院されたとき、1日目から日数無制限でお支払いします。



がん退院一時金

「がん」による入院が継続して20日を超えて、かつ無事に退院されたとき、退院一時金をお支払いします(1回の入院につき)。※3

がん診断保険金

- 1回目
初めて「がん」と診断確定されたときにお支払いします。
- 2回目以降
「がん」と診断確定され、その治療を直接の目的として入院を開始されたときにお支払いします。※1

※1 2回目以降の診断保険金は、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年以内に該当した支払事由については、保険金をお支払いしませんが、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年を経過した日の翌日にがんの治療を直接の目的として継続して入院中の場合は、保険金をお支払いします。

※2 加入依頼書および告知書の内容により、ご加入をお断りする場合があります。

※3 2回目以降の退院一時金は、保険金が支払われることとなった最後の入院の退院日からその日を含めて30日に満たない日に開始した入院による退院については、保険金をお支払いしません。

こんなときにお守りします【保険金お支払い事例】

食道がんで
入院・手術後に通院した
(入院10日間・通院30日)

1,600,000円



直腸がんで
入院・手術後に通院した
(入院7日間・通院20日)

1,384,000円



がん手術保険金

「がん」の治療のために病院または診療所において手術を受けられたとき、重大手術は入院保険金日額の40倍、重大手術以外の入院中の手術は入院保険金日額の20倍、重大手術以外の外来の手術は入院保険金日額の5倍をお支払いします(1回の手術につき)。

*一部の軽微な手術は対象外となります。
*手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット



がん外来治療保険金

「がん」による外来治療について、入院の有無を問わず、1日目から120日を限度にお支払いします。



先進医療等費用保険金〈病気・ケガ〉

ケガまたは病気を直接の結果として先進医療等を受けた場合、先進医療の技術料等を先進医療等費用保険金額を上限にお支払いします。

■ご継続時に、補償内容の拡大をご希望の場合は、健康告知書の提出が必要です。

保険期間1年、団体割引30%、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット

保険金の種類	保険金お支払事由	ご加入タイプ名		
		個人型① BH1	個人型② BH2	個人型③ BH3
入院	がんの治療のために入院されたとき	入院1日につき 2万円	入院1日につき 1.6万円	入院1日につき 1.2万円
手術	がんの治療のために、所定の手術を受けられたとき	〈重大手術の場合〉 入院保険金日額の40倍	〈重大手術以外の場合〉 入院中の手術 入院保険金日額の20倍 外来の手術 入院保険金日額の5倍	
退院一時金	がんの治療のために入院し、継続して20日を超えて入院後、生存して退院されたとき	20万円		
外来治療	がんの治療のために外来治療されたとき(120日限度)	通院1日につき 5,000円	通院1日につき 4,000円	通院1日につき 3,000円
診断	初めてがんと診断確定されたときや、その治療のために入院を開始されたとき	100万円		
先進医療	日本国内で先進医療等を受けられたとき	200万円限度		
保険料(月払)	満0歳~24歳	210円	190円	180円
	満25歳~29歳	220円	190円	180円
	満30歳~34歳	380円	350円	310円
	満35歳~39歳	530円	470円	430円
	満40歳~44歳	790円	690円	610円
	満45歳~49歳	1,440円	1,280円	1,120円
	満50歳~54歳	2,330円	2,070円	1,790円
	満55歳~59歳	3,350円	2,940円	2,540円
	満60歳~64歳	4,760円	4,160円	3,550円
	満65歳~69歳	6,980円	6,100円	5,200円
満70歳~74歳	8,820円	7,680円	6,540円	
満75歳~79歳	10,240円	8,910円	7,580円	

注)1 新たにご加入される場合、同一型・異なる型いずれの組み合わせでも2口以上のご加入はできません。

注)2 現在にご加入頂いている場合でも、新たに口数を増やすことはできません。

注)3 新たに異なるプランに複数口のご加入を希望される場合は、取扱代理店までご連絡ください。

注)4 保険料は、保険始期日(中途加入の場合は、中途加入日)時点の満年齢によります。

注)5 継続加入の場合は満89歳まで、新規加入の場合、満79歳までの方が対象となります。満80歳以上の方の保険料については、取扱代理店までお問い合わせください。

注)6 本保険は介護医療保険料控除の対象となります。(2025年5月現在)

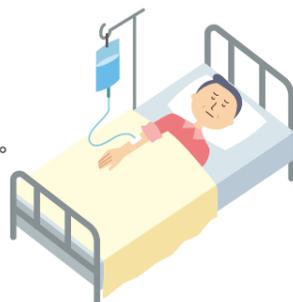
注)7 保険金のお支払方法等重要な事項は、P30の「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

医療充実プラン

- 日本国内外での病気・ケガによる入院・手術、三大疾病での通院を補償
- 日帰り入院から補償※1
- 【病気】1回の入院で1,000日までお支払いします
【ケガ】1事故で1,000日までお支払いします
- ご加入に際しては、告知書による手続きのみで医師の診断は不要です※2

入院保険金〈病気・ケガ〉

【病気・ケガ】日帰り入院から1日につき入院保険金日額をお支払いします。
【病気】1回の入院で初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日までお支払いします。
【ケガ】1事故で初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日までお支払いします。



手術保険金〈病気・ケガ〉

【病気・ケガ】手術を受けられたとき（一部の軽微な手術は対象外）
【病気・ケガ】〈重大手術の場合〉入院保険金日額の40倍
〈重大手術以外の場合〉入院中の手術 入院保険金日額の20倍
外来の手術 入院保険金日額の5倍

*手術保険金倍率変更特約および
重大手術保険金倍率変更特約セット



三大疾病通院保険金〈病気〉

【病気】次の①から③までのいずれかに該当し、その直接の結果として通院を開始した場合、最初の通院開始日からその日を含めて180日以内の通院に対し45日分を限度として三大疾病通院保険金をお支払いします。

- ①がんと診断確定された場合
- ②急性心筋こうそくを発病された場合
- ③脳卒中を発病された場合



先進医療等費用保険金〈病気・ケガ〉

ケガまたは病気を直接の結果として先進医療等を受けた場合、先進医療の技術料等を先進医療等費用保険金額を上限にお支払いします。

※1 保険金支払事由に該当した日からその日を含めて1年以内に同一の保険金支払事由に該当した場合は、保険金をお支払いしません。
例) 大腸がんに罹患し、三大疾病診断保険金をお支払いし、その後1年以内に、前立腺がんに罹患した場合等。
※2 加入依頼書および告知書の内容により、ご加入をお断りする場合があります。

こんなときにお守りします【保険金お支払い事例】

白内障で
日帰り入院・手術した



84,000円

虫垂炎(盲腸)で
4日間入院・手術した



120,000円

・損保ジャパンのお支払事例です。・実際のお支払いはご加入の内容やおケガ・損害の状態により異なります。

■ご継続時に、補償内容の拡大をご希望の場合は、健康告知書の提出が必要です。

保険期間1年、団体割引30%、
手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット

保険金の種類	保険金お支払事由	ご加入タイプ名		
		個人型① CH1	個人型② CH2	個人型③ CH3
入院	病気・ケガで入院されたとき	入院1日につき 5,000円	入院1日につき 4,000円	入院1日につき 3,000円
手術	病気・ケガでの治療のため、所定の手術を受けられたとき	〈重大手術の場合〉 入院保険金日額の40倍	〈重大手術以外の場合〉 入院中の手術 入院保険金日額の20倍 外来の手術 入院保険金日額の5倍	
三大疾病通院	三大疾病(がん・心筋こうそく・脳卒中)で通院されたとき	通院1日につき 2,500円	通院1日につき 2,000円	通院1日につき 1,500円
先進医療	日本国内で先進医療等を受けられたとき	200万円限度		
保険料(月払)	満0歳～24歳	700円	570円	450円
	満25歳～29歳	870円	700円	550円
	満30歳～34歳	990円	800円	620円
	満35歳～39歳	1,080円	880円	690円
	満40歳～44歳	1,130円	910円	710円
	満45歳～49歳	1,380円	1,110円	850円
	満50歳～54歳	1,700円	1,370円	1,050円
	満55歳～59歳	2,310円	1,860円	1,410円
	満60歳～64歳	3,010円	2,420円	1,830円
	満65歳～69歳	4,280円	3,430円	2,600円
満70歳～74歳	6,310円	5,050円	3,810円	
満75歳～79歳	8,430円	6,740円	5,080円	

注1 新たにご加入される場合、同一型・異なる型いずれの組み合わせでも2口以上のご加入はできません。
注2 現在ご加入頂いている場合でも、新たに口数を増やすことはできません。
注3 新たに異なるプランに複数口のご加入を希望される場合は、取扱代理店までご連絡ください。
注4 保険料は、保険始期日(中途加入の場合は、中途加入日)時点の満年齢によります。
注5 継続加入の場合は満89歳まで、新規加入の場合、満79歳までの方が対象となります。満80歳以上の方の保険料については、取扱代理店までお問い合わせください。
注6 本保険は介護医療保険料控除の対象となります。(2025年5月現在)
注7 保険金のお支払方法等重要な事項は、P30の「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

- 公的介護保険制度の要介護2～5の認定を受けた場合または損保ジャパン所定の要介護状態^{※1}となり、90日を超えて継続した場合に一時金最大300万円をお支払いします
- 認知症と診断確定された場合は要介護認定の結果不要で一時金100万円をお支払いします^{※2}
- 別居のご両親もご加入いただけます。
- 認知機能低下予防からケアまで、幅広い情報を網羅したプラットフォーム「SOMPO笑顔倶楽部」をご利用いただけます^{※3}

※1 公的介護保険制度による要介護認定基準とは異なります。 ※2 オプション加入が必要です。 ※3 詳細は28ページをご確認ください。

基本プラン 介護一時金

公的介護保険制度の要介護2以上の認定を受けた場合または損保ジャパン所定の要介護状態となり、90日を超えて継続した場合に一時金をお支払いします。



オプション 認知症一時金

認知症と診断確定された場合に一時金をお支払いします。



- 介護が必要になることは誰にでも起こりえます

要介護となった主な原因



- 介護にはお金がかかります

介護にかかる平均費用

約**580万円**

$$\text{初期費用 約74万円} + \text{月々の平均費用 約8.3万円} \times \text{介護に必要な平均期間 61か月}$$

※生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」2021(令和3)年度を参考に作成

様々な介護にかかる費用としてまとめたお金で受け取れる一時金をお使いいただけます。

▼家族の負担を抑えられる理想的なケアプラン例

時間帯	月	火	水	木	金	土	日
朝	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護		
午前	超過サービス	デイサービス		超過サービス	デイサービス		超過サービス
昼	配食サービス	サービス	配食サービス	配食サービス			ショートステイ
午後	家事代行				家事代行		
夕方	配食サービス	配食サービス	配食サービス	配食サービス	配食サービス		
夜							

- 公的介護保険対象サービス ● 公的介護保険対象外サービス
- 公的介護保険給付限度額超過サービス

▼介護・認知症プランで自己負担金の一部をカバーします

自己負担金	
● 公的介護自己負担(1割)	月額 平均 83,000円
● 公的介護保険給付限度額超過分	
● 公的介護対象外(家事代行・配食) など	
● 住宅改修(車椅子対応・洗面所・寝室・トイレ型)	約 74万円

$$\text{月額 計83,000円} \times \text{61か月} + \text{住宅改修費 約74万円} = \text{総額 約580万円}$$

出展:「生命保険に関する全国実態調査」2021(令和3)年度

要介護度別の身体状態の目安

要支援度・要介護度	身体状態(目安)
要支援1	社会的支援を要する状態 要介護状態とは認められないが、社会的支援を必要とする
要支援2	社会的支援を要する状態 日常生活の一部について手助けを必要とする場合があるが、改善が見込まれる
要介護1	部分的介護を要する状態 食事や排泄は一人でできるが、日常生活の一部について手助けを必要とする場合がある
要介護2	軽度の介護を要する状態 食事や排泄に何らかの介助を必要とすることがある
要介護3	中程度の介護を要する状態 食事や排泄に一部介助が必要、入浴や衣服の着脱などに全面的な介助が必要
要介護4	重度の介護を要する状態 食事に時々介助が必要、排泄、入浴、衣服の着脱には全面的な介助が必要
要介護5	最重度の介護を要する状態 食事・排泄が一人でできない、意思の伝達がほとんどできない場合が多い

■ご継続時に、補償内容の拡大をご希望の場合は、健康告知書の提出が必要です。

被保険者満年齢	基本プラン			オプション	
	介護一時金支払特約			認知症限定特約(軽度認知障害等一時金用)	
タイプ名	K100	K200	K300	N100	
保険料(月払)／保険金額	100万円	200万円	300万円	100万円	
満0歳～39歳	10円	20円	20円	400円	
満40歳～44歳	20円	40円	50円	400円	
満45歳～49歳	40円	80円	120円	400円	
満50歳～54歳	80円	160円	230円	400円	
満55歳～59歳	170円	330円	490円	580円	
満60歳～64歳	330円	650円	970円	790円	
満65歳～69歳	550円	1,100円	1,650円	1,280円	
満70歳～74歳	1,170円	2,340円	3,510円	2,590円	
満75歳～79歳	2,450円	4,900円	7,350円	5,100円	

保険期間1年、団体割引30%

- 注1 保険料は、保険始期日(中途加入の場合は、中途加入日)時点の満年齢によります。
 注2 継続加入の場合は満89歳まで、新規加入の場合は満79歳までの方が対象となります。満80歳以上の方の保険料については、取扱代理店までお問い合わせください。
 注3 本保険は介護医療保険料控除の対象となります。(2025年5月現在)

介護プランにご加入の皆さま対象



以下の保険の被保険者さま(加入者さま)とご家族の方がご利用いただけます。

- 介護一時金支払特約、認知症限定特約(軽度認知障害等一時金用)のいずれかがセットされた団体総合保険(新・団体医療保険)

(注) サービス利用時点でご契約がある場合にかぎりあります。

SOMPO笑顔倶楽部は認知機能低下予防からケアまで、幅広い情報を網羅したプラットフォーム(WEBサービス)です。

※認知症一時金を支払った場合、特約は失効しますが、その後もサービスはご利用いただけます。認知機能回復にお役立てください。

知る 基礎知識から認知機能低下の予防に向けた活動まで、充実し 例 ● 認知症の基礎知識 ● 認知症の最新情報 ● 専門家コラム など	チェックする 認知機能チェックツールの提供により、認知機能低下の早期発見に寄与します。結果データを蓄積し、経年での変化を追うことが可能です。	支える 家族会員としてご家族にもご登録いただくことで、周りの方々へサポート機能を提供します。
ケアする 介護が必要な状態になった場合に備え、SOMPOケア(介護事業)をはじめとする介護関連サービスをご紹介します。	予防する パートナー企業と連携し、認知機能低下の早期発見から運動、生活習慣のサポートプログラムなど、幅広いサービスを選択いただけます。	

(注)一部有償のサービスがあります。

ホームページにアクセスしていただき、会員登録してご利用いただけます。ご家族の方も登録可能です。

詳細はこちら <https://www.sompo-egaclub.com>



※本サービスのご利用方法については、ご加入いただいた皆さまに後日お配りするご案内チラシに記載していますので、ご確認ください。

- 注1) 会員登録には証券番号が必要になります。
 注2) お住まいの地域や、やむを得ない事情によってサービスのご利用までに日数を要する場合や、サービスをご利用いただけない場合があります。
 注3) 本サービスはSOMPO笑顔倶楽部を運営する損保ジャパンのグループ会社およびその提携先の企業が提供するサービスを、損保ジャパンが紹介するものです。サービスをご利用の場合にかかる費用はお客さまのご負担となります。
 注4) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
 注5) 本サービスの詳しい内容につきましては、SOMPO笑顔倶楽部のサービス利用規約をご確認ください。

告知の大切さについてのご説明(新・団体医療保険)

- 告知書はお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。
注)口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
注)「ご加入に際して、特にご注意くださいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

SOMPO 健康・生活サポートサービスのご案内

SOMPO 健康・生活サポートサービスは、損保ジャパンの傷害総合保険、新・団体医療保険にご加入いただいた皆さまがご利用いただける各種無料電話相談サービスです。



サービスメニュー

- 健康・医療相談サービス
- 介護関連相談サービス
- 人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス
- 医療機関情報提供サービス
- 専門医相談サービス(予約制)
- 法律・税務・年金相談サービス(予約制)^(注7)
- メンタルヘルス相談サービス
- メンタルITサポート(WEBストレスチェック)サービス
- こどものお悩みほっとライン

- (注1)本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。
 (注2)ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
 (注3)ご利用は日本国内からにかぎります。
 (注4)本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
 (注5)ご相談内容やお取次ぎ事項によっては、有料になるものがあります。
 (注6)1回のご相談時間は30分までとし、頻回利用される場合ご利用回数制限をお伝えする場合があります。
 (注7) 応対者の指名はできません。
 (注8) ご利用者がオペレーターや看護師等に対して脅迫的言動、誹謗、中傷、もしくは性的嫌がらせ等を行った場合、または業務を妨害する行為等が認められる場合には、利用制限および利用停止をさせていただきます。
 (注9) 相談の回答はあくまでも一般的な健康や医療に関する情報提供を目的としており、診療行為その他医療行為を提供するものではありません。
 (注10) ご利用いただく際は、加入者証等に記載のSOMPO 健康・生活サポートサービス専用電話番号までご連絡ください。



「補償の内容」「用語の説明」「注意喚起情報」のご説明

ご加入に際して特にご確認ください事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
 [加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)]にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。]

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

商品の仕組み	<p><団体傷害総合保険> この商品は傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。</p> <p><傷害総合保険ゴルフープラン> 傷害総合保険普通保険約款にゴルフ中のみの傷害危険補償特約、ゴルフ賠償責任補償特約、ゴルフ用品補償特約、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約等をセットしたものです。</p> <p><新・団体医療保険 病気・ケガ補償プラン> この商品は団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、疾病保険特約、傷害保険特約、がん保険特約、三大疾病のみ補償特約等をセットしたものです。</p> <p><新・団体医療保険 介護・認知症プラン> この商品は団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、介護一時金支払特約、認知症限定特約(軽度認知障害等一時金用)をセットしたものです。</p>
保険契約者	NIPPON EXPRESSホールディングス株式会社
保険期間	2025年10月1日午後4時から2026年10月1日午後4時まで1年間
申込締切日	2025年8月18日(月)
引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等	引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
加入対象者	NXグループの役員・従業員
被保険者	<p>傷害総合保険の場合、上記加入対象者またはそのご家族(ご家族とは、配偶者、お子さま、ご両親、ご兄弟姉妹および同居のご親族をいいます。)の方を被保険者としてご加入いただけます。ただし、弁護士費用補償のあるタイプ(型)に加入される場合は未成年者を除きます。</p> <p>【ご家族ぐるみコース】被保険者本人の配偶者やその他親族(被保険者本人またはその配偶者の、同居の親族・別居の未婚の子)も保険の対象となります。 ※被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。</p> <p>【ご夫婦のみコース】被保険者本人の配偶者も保険の対象となります。 ※被保険者本人との続柄は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。</p> <p>【ご本人のみコース・弁護のちからプラン、ゴルフープラン】被保険者本人のみが保険の対象となります。 新・団体医療保険の場合、新規加入は満79歳以下の方にかぎります。詳細は1ページをご覧ください。</p>
お支払方法	2025年12月分給与から毎月控除となります。(12回払)
お手続き方法	1ページをご覧ください。
中途加入	この保険に保険期間の途中でご加入を希望される場合は、取扱代理店までご連絡ください。
中途脱退	この保険から脱退(解約)される場合は、取扱代理店までご連絡ください。
その他	団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。 また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
満期返れい金・契約者配当金	この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

団体傷害総合保険（基本プラン、交通事故傷害プラン、弁護のちからプラン）

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によりケガ（※）をされた場合等に、保険金をお支払いします。

（※）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。「基本プラン」では「熱中症危険補償特約」がセットされていますので、日射または熱射による身体の障害もお支払いの対象となります。天災・特定感染症補償型の場合、特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金（ご本人のみコースは葬祭費用保険金は対象外）」補償特約で対象となる特定感染症を原因とする食中毒にかぎり、同特約の内容に従いお支払いの対象となります。

（注）保険期間の開始日より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。
「急激かつ偶然な外来の事故」について

■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

（注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

〈交通事故傷害プランにご加入の場合〉

被保険者が、日本国内または国外において、所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故によりケガ（※）をされた場合等に、保険金をお支払いします。

（※）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

（注）保険期間の開始日より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

●次のような事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。

- ①交通乗用具との衝突、接触等の交通事故
- ②交通乗用具に搭乗中（※）の事故
- ③駅の改札口を入ってから改札口を出るまでの間における事故
- ④交通乗用具の火災

（※）正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内（通行できないように仕切られている場所を除きます。）に搭乗している間。ただし、異常かつ危険な方法での搭乗を除きます。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 $\text{死亡保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額の全額}$	【共通】 ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※1）を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波（天災危険補償特約をセットしない場合） ⑨頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見（※2）のないもの
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金額の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 $\text{後遺障害保険金の額} = \text{死亡・後遺障害保険金額} \times \text{後遺障害の程度に応じた割合} (4\% \sim 100\%)$	【基本プラン】【弁護のちからプラン】 ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故 など
入院保険金（弁護のちからプランは対象外）	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 $\text{入院保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times \text{入院日数} (1,000 \text{ 日限度})$	

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
手術保険金（弁護のちからプランは対象外）	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。 なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、〈入院中に受けた手術の場合〉の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術（※1） ②先進医療に該当する手術（※2） $\text{〈入院中に受けた手術の場合〉 手術保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times 10 \text{ (倍)}$ $\text{〈外来で受けた手術の場合〉 手術保険金の額} = \text{入院保険金日額} \times 5 \text{ (倍)}$ （※1）以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、拔牙手術 （※2）先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	<前ページより続きます。> 【交通事故傷害プラン】 ⑫交通乗用具による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故 ⑬船舶に搭乗することを職務（養成所の生徒を含みます。）とする被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故 ⑭航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を被保険者が操縦または職務として搭乗している間の事故 ⑮グライダー、飛行船、ジャイロプレーン等の航空機に搭乗している間の事故 ⑯被保険者が職務として、交通乗用具への荷物、貨物等の積込み作業または交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業に従事するその作業に直接起因する事故 など （※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。 以下同様とします。 （※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。 以下同様とします。
通院保険金（弁護のちからプランは対象外）	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 $\text{通院保険金の額} = \text{通院保険金日額} \times \text{通院日数} \text{ (事故の発生の日から1,000日以内の90日限度)}$ （注1）通院されない場合であっても、ケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨、顎骨等）を固定するために医師の指示によりギプス等（※）を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 （※）ギプス（キャスト）、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。 （注2）通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	
傷害（国内外補償）	【特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約】（天災・特定感染症補償型の場合） 特定感染症（※）を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合に、後遺障害保険金、入院保険金（180日限度）、通院保険金（180日以内の90日限度）をお支払いします。また、発病の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、被保険者の親族等が負担された葬祭費用（実費）に対し、300万円を限度として葬祭費用保険金をお支払いします。（ご本人のみコースは葬祭費用保険金は対象外です。） ご加入初年度の場合は、保険期間の開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金をお支払いできません。 （※）「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。2025年5月現在、結核、腸管出血性大腸菌感染症（O-157を含みます。）等が該当します。	
被害事故（国内外補償）	被保険者が、被害事故（※1）により死亡された場合または所定の重度後遺障害（※2）が生じた場合、所定の計算により算出した損害額から、下記の給付や賠償金等の合計額を差し引き、1回の事故につき被害事故補償の保険金額を限度にお支払いします。 ①自賠責保険等からの給付 ②対人賠償保険等からの給付 ③加害者等からの賠償金 （※1）「被害事故」とは、第三者による加害を目的とする事故またはひき逃げ事故等をいいます。 （※2）「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ④地震、噴火またはこれらによる津波 ⑤頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑥被害事故を発生させた方が、次のいずれかに該当する場合 被保険者の配偶者、被保険者の直系血族、被保険者の親族のうち3親等内の方、被保険者の同居の親族 など

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任 (国内外補償) (注)	<p>日本国内または国外において、被保険者(※1)が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(自己負担額はありませぬ。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。</p> <p>①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ②被保険者(※1)の日常生活(住宅以外の建物の所有、使用または管理を除きます。に起因する偶然な事故(例:自転車運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ③日本国内で正当な権利を有する者から受託した財物(受託品)(※2)を壊したり盗まれた場合 ④誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等(※3)を運行不能にさせた場合</p> <p>(※1)この特約における被保険者は次のとおりです。 ア.本人 イ.本人の配偶者 ウ.本人またはその配偶者の同居の親族 エ.本人またはその配偶者の別居の未婚の子 オ.本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎりませぬ。)。ただし、本人に関する事故にかぎりませぬ。 カ. イ. からエ. までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎりませぬ。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりませぬ。 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。</p> <p>(※2)次のものは「受託品」に含まれませぬ。 ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・義歯、義肢その他これらに準ずる物 ・動物、植物 ・自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ・山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ・データやプログラム等の無体物 ・漁具 ・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 ・不動産</p> <p>など</p> <p>(※3)「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。</p>	<p>①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両(※1)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的の事故 ・置き忘れ(※2)または紛失 ・詐欺または横領 ・雨、雪、雹(ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取など</p> <p>(※1)次のア. からエ. までのいずれかに該当するものを除きます。 ア. 主たる原動力が人力であるもの イ. ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート ウ. 身体障がい者用の車(※3)および歩行補助車で、原動機を用いるもの エ. 移動用小型車および遠隔操作型小型車</p> <p>(※2)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。 (※3)身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための身体障がい者用の車いす等の車をいいます。ただし、原動機を用いるものである場合は法令に定める基準に該当するものにかぎり、遠隔操作により通行させることができるものを除きます。</p>

「オプション補償」

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
物の損害の補償	<p>(1)損害保険金 日本国内に所在する被保険者(※1)の居住の用に供される加入依頼書等記載の建物(※2)に収容されている被保険者が所有する生活用動産(※3)について、日本国内における偶然な事故によって生じた損害に対して、再調達価額(※4)を基準に算出した損害額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、住宅内生活用動産の保険金額を限度とします。 (※1)この特約における被保険者は次のとおりです。 ア.本人 イ.本人の配偶者 ウ.本人またはその配偶者の同居の親族 エ.本人またはその配偶者の別居の未婚の子 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 (注)加入依頼書等記載の建物(※2)に収容されている生活用動産が対象になりますので、それ以外の単身赴任先・就学に伴う下宿先等の建物に収容されている生活用動産は対象になりませぬ。 (※2)「建物」とは、被保険者の居住の用に供される加入依頼書等記載の住宅建物をいいます。土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干、外灯設備等の屋外設備・装置を除きます。 (※3)「生活用動産」とは、生活の用に供する家具、什器、衣服、その他の生活に通常必要な動産をいい、物置、車庫その他の付属建物に収容される生活用動産ならびに敷地内に所在する宅配物、自転車および原動機付自転車を含みます。 (※4)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、修理費を基準に損害額を算出します。 (注1)生活用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等に盗難による損害が生じた場合、合計して5万円を損害額の限度とします。 (注2)貴金属等の場合は時価額とし、1個または1組の時価額が30万円を超える貴金属等の場合は30万円を損害額の限度とします。</p> <p>(2)費用保険金 ①臨時費用保険金 (1)の損害保険金をお支払いする場合において、その事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用に対し、臨時費用保険金として損害保険金の10%に相当する額をお支払いします。ただし、1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とします。 ②残存物取片づけ費用保険金 (1)の損害保険金をお支払いする場合において、その事故によって損害を受けた生活用動産の残存物取片づけ費用に対し、残存物取片づけ費用保険金として損害保険金の10%に相当する額を限度に残存物取片づけ費用の額をお支払いします。 ③失火見舞費用保険金 保険の対象または保険の対象を収容する加入依頼書等記載の建物から発生した火災、破裂または爆発によって、第三者の所有物の滅失、損傷または汚損が生じた場合に、見舞金等の費用に対し、失火見舞費用保険金として被災世帯(※1)の数に1被災世帯あたりの支払額(20万円)を乗じて得た額をお支払いします。ただし、1回の事故につき、生活用動産の保険金額または損害額の再調達価額(※2)のいずれか低い額の20%に相当する額を限度とします。 (※1)「被災世帯」とは、失火見舞費用保険金のお支払対象となる損害が生じた世帯または法人をいいます。 (※2)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。</p>	<p>①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④欠陥 ⑤自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等 ⑥機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑦偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的の事故 ⑧置き忘れ(※)または紛失 ⑨楽器の弦(ピアノ線を含みます。の)の切断または打楽器の打皮の破損 ⑩楽器の音色または音質の変化 ⑪保険の対象である生活用動産が加入依頼書等記載の建物外および付属建物外にある間に生じた事故による損害。ただし、敷地内に所在する宅配物、自転車および原動機付自転車に生じた事故を除きます。 ⑫運送業者等に託されている間に保険の対象が生じた損害</p> <p>など</p> <p>(※)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
住宅内生活用動産(国内のみ補償)(注)	(注) 次のものは保険の対象となりません。 ■ 携帯電話・スマートフォン等の携帯型通信機器、ノート型パソコン等の携帯型電子事務機器およびこれらの付属品 ■ 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ■ 動物、植物等の生物 ■ 自動車、船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機およびこれらの付属品 ■ 通貨等、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、乗車券等その他これらに類する物。ただし、生活用の通貨等、預貯金証書、印紙、切手または乗車券等に盗難による損害が生じた場合は、これらを保険の対象として取り扱います。 ■ クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物 ■ ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ■ 商品・製品等 ■ 業務用の什器・備品等 ■ テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類する物 など	<前ページより続きます。>
物の損害の補償	偶然な事故により携行品(※1)に損害が生じた場合に、被害物の再調達価額(※2)を基準に算出した損害額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度とします。 (※1)「携行品」とは、被保険者の居住の用に供される建物(物置、車庫その他の付属建物を含みます。))外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品をいいます。 (※2)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、修理費を基準に損害額を算出します。 (注1) 乗車券等、通貨、小切手、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。 (注2) 次のものは保険の対象となりません。 ■ 携帯電話・スマートフォン等の携帯型通信機器、ノート型パソコン等の携帯型電子事務機器およびこれらの付属品 ■ 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ■ 動物、植物等の生物 ■ 自動車、原動機付自転車、船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、雪上オートバイ、ゴーカート、ゴルフカートおよびこれらの付属品 ■ 自転車、ハンドグライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ■ 漁具 ■ 預貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、手形その他の有価証券(小切手を除きます。))およびこれらに類する物 ■ クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物 ■ ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 など	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥欠陥 ⑦自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等 ⑧機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑨偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的事故 ⑩置き忘れ(※)または紛失 ⑪楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断または打楽器の打皮の破損 ⑫楽器の音色または音質の変化 など (※) 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。
携行品損害(国内外補償)(注)	以下①から⑧までのいずれかに該当する事故により、借用住宅(日本国内において被保険者が借用または使用する建物または住戸室をいいます。)に損害が生じた場合において、被保険者がその貸主(転貸人を含みます。)との契約に基づき、自己の費用で現実にこれを修理したときは、修理費用(借用住宅を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用をいいます。)に対して、修理費用の額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします(1回の事故につき修理費用の保険金額を限度とします。)。ただし、火災、破裂または爆発の事故による損害に対して、被保険者が借用住宅の貸主に対して、法律上の賠償責任を負担する場合を除きます。 ①火災 ②落雷 ③破裂または爆発 ④借用住宅の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊。ただし、雨、雪、あられその他これらに類する物の落下もしくは飛来、台風、暴風雨、水災(豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等をいいます。)による損害を除きます。 ⑤給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する借用住宅で生じた事故に伴う漏水、放水または溢(いっ)水による水濡れ ⑥騒擾(じょう)およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為 ⑦風災、雹(ひょう)災または雪災。ただし、借用住宅の内部については、借用住宅またはその一部が風災、雹(ひょう)災または雪災によって直接破損したために生じた損害にかぎりません。 ⑧盗難(強盗または窃盗ならびにこれらの未遂をいいます。))	①故意もしくは重大な過失または法令違反 ②被保険者または借用住宅の貸主が所有または運転する車両の衝突・接触 ③戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)等 ④地震、噴火またはこれらによる津波 など
費用の補償	以下①から⑧までのいずれかに該当する事故により、借用住宅(日本国内において被保険者が借用または使用する建物または住戸室をいいます。)に損害が生じた場合において、被保険者がその貸主(転貸人を含みます。)との契約に基づき、自己の費用で現実にこれを修理したときは、修理費用(借用住宅を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用をいいます。)に対して、修理費用の額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします(1回の事故につき修理費用の保険金額を限度とします。)。ただし、火災、破裂または爆発の事故による損害に対して、被保険者が借用住宅の貸主に対して、法律上の賠償責任を負担する場合を除きます。 ①火災 ②落雷 ③破裂または爆発 ④借用住宅の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊。ただし、雨、雪、あられその他これらに類する物の落下もしくは飛来、台風、暴風雨、水災(豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等をいいます。)による損害を除きます。 ⑤給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する借用住宅で生じた事故に伴う漏水、放水または溢(いっ)水による水濡れ ⑥騒擾(じょう)およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為 ⑦風災、雹(ひょう)災または雪災。ただし、借用住宅の内部については、借用住宅またはその一部が風災、雹(ひょう)災または雪災によって直接破損したために生じた損害にかぎりません。 ⑧盗難(強盗または窃盗ならびにこれらの未遂をいいます。))	①故意もしくは重大な過失または法令違反 ②被保険者または借用住宅の貸主が所有または運転する車両の衝突・接触 ③戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)等 ④地震、噴火またはこれらによる津波 など

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
ホールインワン・アルバトロス費用(注)	日本国内にあるゴルフ場(※1)においてゴルフ競技(※2)中にホールインワンまたはアルバトロスを行った場合に、被保険者が慣習として以下①から⑤までの費用を負担することによって被る損害に対して、ホールインワン・アルバトロス費用の保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、保険金をお支払いした場合においても、保険金額は減額しません。 ①贈呈用記念品購入費用(現金、商品券等を除きます。) ②祝賀会費用(※3) ③ゴルフ場に対する記念植樹費用 ④同伴キャディに対する祝儀 ⑤その他慣習として負担することが適当であると社会通念上認められる費用(保険金額の10%を限度とします。) (※1)「ゴルフ場」とは、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、施設の利用について料金を徴するものをいいます。 (※2)「ゴルフ競技」とは、ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴(ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、他の競技者の同伴の有無は問いません。))し、基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)、または基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)を含む18ホールを正規にラウンドすることをいいます。ゴルフ競技には、ケイマンゴルフ、ターゲット・パードゴルフ、パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツの競技を含みません。 (※3)「祝賀会費用」とは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から3か月以内に開催された祝賀会に要する費用をいいます。なお、祝賀会としてゴルフ競技を行う場合において、被保険者から損保ジャパンにゴルフ競技を行う時期について告げ、損保ジャパンがこれを認めたときは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から1年以内に開催されたゴルフ競技に必要とする費用を含めることができます。 (注1) ホールインワン・アルバトロス費用補償特約は、アマチュアの方のみお引き受けできます(ゴルフの競技または指導を職業・職務として行う方はお引受けの対象外となります。) (注2) ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。 ★ご注意ください! ・キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、原則として保険金のお支払いの対象となりません。ただし、以下①から④までのいずれかを満たすときに限り、お支払いの対象となります。 ①そのゴルフ場の使用人が目撃(※4)しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 ②会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技に参加している間のホールインワンまたはアルバトロスで、その公式競技の参加者または競技委員が目撃(※4)しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 ③ビデオ映像(ビデオ撮影機器による映像で、日時・ゴルファーの個別確認等が可能なもので、第1打からホール(球孔)に入るまで連続した映像のものにかぎります。))が提出できる場合 ④同伴競技者以外の第三者(※5)が目撃(※4)しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 (※4)ホールインワンの場合は、被保険者が第1打で打ったボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。アルバトロスの場合は、被保険者が基準打数(パー)より3つ少ない打数で打った最終打のボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。 (※5)例えば、前または後の組のプレーヤー、そのゴルフ場の従業員ではないがショートホールで開催している「ワンオンチャレンジ」等の企画に携わるイベント会社の社員、またはゴルフ場に入出入りする造園業者、飲食料運搬業者、工事業者をいいます。	①ゴルフ場の経営者または使用人(臨時雇いを含みます。))がその経営または勤務するゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトロス ②ゴルフの競技または指導を職業として行方を行ったホールインワンまたはアルバトロス ③日本国外で行ったホールインワンまたはアルバトロス など
借家人賠償(国内のみ補償)(注)	日本国内において被保険者(※)が借用・使用する借戸室を火災・破裂・爆発により損壊したことにより、被保険者が貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(免責金額はありません。))。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、借家人賠償責任の保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 (※) 被保険者には以下の①または②のいずれかに該当する者を含みます。 ①借戸室の賃借名義人が被保険者と異なる場合はその賃借名義人 ②①に該当しない被保険者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって被保険者を監督する方(被保険者の親族にかぎりません。))。ただし、被保険者が未成年者または責任無能力者であって、被保険者に関する事故にかぎりません。	①故意 ②心神喪失による損害 ③借戸室の改築、増築、取りこわし等の工事による損害 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥借戸室の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償責任 ⑦借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する損害賠償責任 など

弁護士費用補償 (弁護士費用総合補償特約)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合					
弁護士費用(注) 弁護士費用保険金 + 法律相談・書類作成費用保険金	被保険者が、保険期間中の原因事故によって発生した以下①から⑤までのいずれかに該当するトラブル(※1)について、弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼を行った場合は、それによって、事前に損保ジャパンの同意を得て、弁護士費用または法律相談・書類作成費用を負担することにより被った損害に対して、弁護士費用保険金または法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、以下①・②・③のトラブルの場合は、被保険者の未成年の子が被った原因事故に関するトラブルについても対象となります。 なお、①・⑤のトラブルに該当する場合において、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡したときは、保険金を請求する権利を有するのは法定相続人となります。	【全トラブルに共通の事由】 ①故意、重大な過失または契約違反 ②自殺行為 ^(※) 、犯罪行為または闘争行為 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナーまたは危険ドラッグ等の使用 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥国または公共団体の強制執行または即時強制 ⑦財物の欠陥、自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等。ただし、これにより身体の障害または他の財物の損壊が発生している場合については保険金をお支払いします。 ⑧被保険者または被保険者の未成年の子の職務遂行に関するトラブルおよび職場におけるいじめもしくは嫌がらせによる精神的苦痛に関するトラブル ⑨主として被保険者または被保険者の未成年の子の職務のために使用される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する事由 ⑩債務整理および金銭消費貸借契約に関するトラブル(過払金の返還請求に関するトラブルを含みます。)。ただし、盗取による被害事故に関するトラブルについては保険金をお支払いします。 ⑪保険契約または共済契約に関する事由。ただし、相続財産としての保険契約または共済契約の遺産分割調停に関するトラブルについては保険金をお支払いします。 など (※)この保険契約で保険金の支払対象となるトラブルの原因事故によって自殺し、かつ、支払条件を満たすことが明らかな場合については保険金をお支払いします。					
	1 被害事故に関するトラブル ケガを負わされた、財物を壊された、盗取(※2)にあった等の被害を被ったことによるトラブルをいいます。 2 借地または借家に関するトラブル 賃借している土地、建物に関する地代、賃料、敷金、礼金、契約期間等の賃貸借契約における地主または家主とのトラブルをいいます。ただし、被保険者または被保険者の未成年の子からの不当な申立てによる賃貸借契約の条件交渉(賃貸借契約の更新に際しての条件交渉を含みます。))に関するトラブルを含みません。 3 離婚調停に関するトラブル 被保険者または配偶者が婚姻関係を解消するための調停等のトラブルをいいます。ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、法律上の婚姻関係の解消にかぎり、協議離婚によるものを含みません。 (注1)原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生した場合は、保険金をお支払いしません。 (注2)保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。 4 遺産分割調停に関するトラブル 被保険者その他の相続人との間の遺産分割または遺留分侵害額請求(※3)における調停等のトラブルをいいます。ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、相続放棄、限定承認、遺産分割協議書の作成および不動産の名義変更に関する費用を含みません。 (注)保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。 5 人格権侵害に関するトラブル 不当な身体の拘束による自由の侵害、名誉毀損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせにより、精神的苦痛を被ったことに関するトラブルをいいます。 (注)警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等をし、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎりあります。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>保険金種類</th> <th>お支払いする保険金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>弁護士費用保険金</td> <td> 弁護士等への委任(※4)によりトラブルを解決するために要する、報酬、訴訟費用、仲裁・和解または調停に要した費用等を負担することにより被った損害に対し、弁護士費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士費用の保険金額を限度とします。 $\text{弁護士費用保険金の額} = \text{損害の額} \times (100\% - \text{自己負担割合}10\%)$ </td> </tr> <tr> <td>法律相談・書類作成費用保険金</td> <td> 弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成費用(※4)の対価として弁護士等および行政書士に支払われるべき費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談・書類作成費用の保険金額を限度とします。 $\text{法律相談・書類作成費用保険金の額} = \text{損害の額} - \text{自己負担額} 1,000\text{円}$ </td> </tr> </tbody> </table>	保険金種類	お支払いする保険金の額	弁護士費用保険金	弁護士等への委任(※4)によりトラブルを解決するために要する、報酬、訴訟費用、仲裁・和解または調停に要した費用等を負担することにより被った損害に対し、弁護士費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士費用の保険金額を限度とします。 $\text{弁護士費用保険金の額} = \text{損害の額} \times (100\% - \text{自己負担割合}10\%)$	法律相談・書類作成費用保険金	弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成費用(※4)の対価として弁護士等および行政書士に支払われるべき費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談・書類作成費用の保険金額を限度とします。 $\text{法律相談・書類作成費用保険金の額} = \text{損害の額} - \text{自己負担額} 1,000\text{円}$
保険金種類	お支払いする保険金の額						
弁護士費用保険金	弁護士等への委任(※4)によりトラブルを解決するために要する、報酬、訴訟費用、仲裁・和解または調停に要した費用等を負担することにより被った損害に対し、弁護士費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士費用の保険金額を限度とします。 $\text{弁護士費用保険金の額} = \text{損害の額} \times (100\% - \text{自己負担割合}10\%)$						
法律相談・書類作成費用保険金	弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成費用(※4)の対価として弁護士等および行政書士に支払われるべき費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談・書類作成費用の保険金額を限度とします。 $\text{法律相談・書類作成費用保険金の額} = \text{損害の額} - \text{自己負担額} 1,000\text{円}$						
	(注)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、以下①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。 ①被保険者または被保険者の未成年の子に原因事故が発生した時のお支払条件により算出した保険金の額 ②保険金請求権者が行った最初の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼のうちいずれか早い時のお支払条件により算出した保険金の額 (※1)日本の国内法に基づき解決するトラブルにかぎりあります。 (※2)詐欺、詐欺、恐喝またはこれらに類似の事由を含み、警察への届出を行ったものにかぎりあります。 (※3)遺留分侵害額請求とは、被保険者の遺留分の侵害に関する返還請求をいいます。 (※4)同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、その回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの委任または相談・依頼とみなし、保険金が支払われる最初の委任または相談・依頼が行われた時に一連の委任および相談・依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。						
	【各トラブル固有の事由】 左記①に該当する場合 ⑫自動車等の所有、使用もしくは搭乗または管理に起因して発生した、被保険者または被保険者の未成年の子が被った被害事故に関するトラブル ⑬医師等が行う診療、診察、検査、診断、治療、看護または疾病の予防 ⑭あんま、マッサージ、指圧、鍼、灸または柔道整復等 ⑮薬剤師等による医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、授与またはこれらの指示 ⑯身体美容または整形 左記①・②・⑤に該当する場合 ⑰被保険者または被保険者の未成年の子とその親族との間で発生した事由 左記①・⑤に該当する場合 ⑱環境汚染 ⑲環境ホルモン、石綿またはこれと同種の有害な特性に起因する事由 ⑳騒音、振動、悪臭、日照不足等 ㉑電磁波障害 左記⑤に該当する場合 ㉒被保険者の行為に起因して発生したことが明らかに認められる離婚調停に関するトラブル など						

(注)補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。
 (※1)傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。
 (※2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

用語のご説明

用語	用語の定義												
【原因事故】	トラブルの原因となった偶然な事故または事由をいいます。原因事故の発生の際は、それぞれのトラブルごとに以下の時をいいます。												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>トラブルの種類</th> <th>原因事故の発生の時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 被害事故に関するトラブル</td> <td>被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時</td> </tr> <tr> <td>2. 借地または借家に関するトラブル</td> <td>被保険者または被保険者の未成年の子が賃借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時(通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時)</td> </tr> <tr> <td>3. 離婚調停に関するトラブル</td> <td>被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時</td> </tr> <tr> <td>4. 遺産分割調停に関するトラブル</td> <td>被保険者の被相続人が死亡した時</td> </tr> <tr> <td>5. 人格権侵害に関するトラブル</td> <td>被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時</td> </tr> </tbody> </table>	トラブルの種類	原因事故の発生の時	1. 被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時	2. 借地または借家に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が賃借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時(通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時)	3. 離婚調停に関するトラブル	被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時	4. 遺産分割調停に関するトラブル	被保険者の被相続人が死亡した時	5. 人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時
	トラブルの種類	原因事故の発生の時											
	1. 被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時											
	2. 借地または借家に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が賃借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時(通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時)											
	3. 離婚調停に関するトラブル	被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時											
4. 遺産分割調停に関するトラブル	被保険者の被相続人が死亡した時												
5. 人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時												
【財物】	有体物をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。												
【財物の損壊】	財物の滅失、汚損または損傷をいいます。												
【先進医療】	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)												
【調停等】	調停、審判、抗告または訴訟をいいます。ただし、日本国内で申し立てられた、または提起された場合にかぎりあります。												
【治療】	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。												
【通院】	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。												
【入院】	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。												
【被保険者の未成年の子】	被保険者が親権を有する、未成年の子をいいます。なお、被保険者との続柄は、原因事故発生時におけるものをいいます。												
【弁護士等】	弁護士または司法書士法(昭和25年法律第197号)第3条第2項第1号から第3号までに定める条件をすべて満たす司法書士をいいます。												
【保険金請求権者】	弁護士費用補償においては、トラブルの当事者である被保険者をいいます。ただし、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルにおける原因事故によって被保険者が死亡した場合は、その法定相続人として、法律上の損害賠償請求に関する弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼を行う者を含みます。												
【配偶者】	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方(※1)および同性パートナー(※2)を含みます。 (※1)内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2)同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注)内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。												
【親族】	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。												
【未婚】	これまでに婚姻歴がないことをいいます。												
【免責金額】	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。												
【交通乗用具】	電車、自動車(スノーモービルを含みます。)、原動機付自転車、自転車、身体障がい者用車いす、航空機、船舶等をいいます。ただし、三輪以上の幼児用車両、スケートボード、キックボード(原動機を用いるものを含みます。)、ペダルのない二輪遊具等は除きます。												

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

- クーリングオフ
この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。
- ご加入時における注意事項(告知義務等)
 - ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
 - 加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
 - ご契約者または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。

(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものを行い、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

 - ★被保険者ご本人の職業または職務(基本プラン・弁護のちからプランの場合)
 - ★他の保険契約等(※)の加入状況

(※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に對して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

 - ◆口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
 - ◆告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
 - 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。
 - 弁護士費用総合補償特約において、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。

- ご加入後における留意事項(通知義務等)

【基本プラン・弁護のちからプラン】

 - 加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。
 - ◆変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
 - ◆基本プラン・弁護のちからプランでは、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

- 【共通】
- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
 - ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
 - 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
- <被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>
- 被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎりませう)を解除することを求めることができます。お手続方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- <重大事由による解除等>
- 保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- <他の身体障害または疾病の影響>
- すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

- 責任開始期
保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。
*中途加入につきましては、取扱代理店までご連絡ください。
【弁護士費用総合補償特約】
■離婚調停に関するトラブルについては、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過した日の翌日から保険責任が始まります。

- 事故が起きた場合の取扱い
 - 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
 - 弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼をおこなわれる場合は、所定の事項について、事前に損保ジャパンに書面でご通知ください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼をおこなった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
 - 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。

(注)個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

 - ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
 - ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

※傷害総合保険の借家人賠償責任補償特約の対象となる事故については示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパンにご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくこととなります。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)(続き)

保険金のご請求にあたっては、以下に掲げた書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書、紛争状況申告書、原因事故の内容を確認できる客観的書類 など
③	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ③弁護士費用または法律相談・書類作成費用を負担した場合 弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼それぞれの発生日時、所要時間および事案の内容を確認できる客観的書類、弁護士費用等または法律相談・書類作成費用それぞれの金額を確認できる客観的書類、弁護士等の委任契約書、裁判所の受領印が押印された調停等に関する申立書または訴状の写し、調停調書・和解調書・審判書・示談書または判決書その他これに代わるべき書類 など ④ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード(写)、贈呈用記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

- (※)保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。
- (注1)事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
- (注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。
- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
 - ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

- 保険金をお支払いできない主な場合
本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

- 中途脱退と中途脱退時の返れい金等
この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日からすでに過ぎた期間)に相当する月割保険料をご精算いただけます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。
- (注)ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただけます。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 保険会社破綻時の取扱い
引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。
- (1)保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の9割(※)まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。
 - (2)保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割(※)までが補償されます。
- (※)保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなる場合があります。

- 個人情報の取扱いについて
 - 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
 - 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

傷害総合保険ゴルフアップランは、ゴルフのプレー中または練習中の事故とするもので、ゴルフ自身自身の傷害のほか、他人に対する賠償責任、ゴルフ用品の盗難、ゴルフクラブの破損、ホールインワン・アルバトロス費用等を補償するプランです。「熱中症危険補償特約」がセットされていますので、日射または熱射による身体の障害もお支払いの対象となります。

(注1) 傷害総合保険ゴルフアップランでは、ケイマンゴルフ、ターゲット・バードゴルフ、パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツは補償の対象となりません。
(注2) 保険期間の開始時より前に発生した事故による傷害・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いできない主な場合
<p>ゴルフ場敷地内において、ゴルフの練習、競技または指導(これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。)中に、急激かつ偶然な外来の事故により被保険者自身がケガをされた場合に、保険金をお支払いします。</p>		
死亡保険金	<p>事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。</p> <p>死亡保険金の額=死亡・後遺障害保険金額の全額</p>	
後遺障害保険金	<p>事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。</p> <p>後遺障害保険金の額=死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%~100%)</p>	
入院保険金	<p>入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。</p> <p>入院保険金の額=入院保険金日額×入院日数(1,000日限度)</p>	
手術保険金	<p>ケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。</p> <p>なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、<入院中に受けた手術の場合>の手術保険金をお支払いします。</p> <p>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術(※2)</p> <p><入院中に受けた手術の場合>手術保険金の額=入院保険金日額×10(倍) <外来で受けた手術の場合>手術保険金の額=入院保険金日額×5(倍)</p> <p>(※1) 以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。</p>	<p>①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの</p> <p>など</p> <p>(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関し行う暴力的行動をいいます。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。</p>
通院保険金	<p>通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。</p> <p>通院保険金の額=通院保険金日額×通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の90日限度)</p> <p>(注1) 通院されない場合であっても、ケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨、顎骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※) ギプス(キャスト)、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。 (注2) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。</p>	

傷害(ケガ)

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任(注)	<p>ゴルフの練習、競技または指導(これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。)中に発生した偶然な事故により、他人(キャディを含みます。)にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします。ただし、1回の事故につき損害賠償金は保険金額を限度とします。</p> <p>なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。</p> <p>(注1) 法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、相手の方に支払われた賠償金等はお支払いの対象となりません。 (注2) お支払いする保険金は適用される法律の規定や相手の方の損害の額および過失の割合等によって決定されます。 (注3) 記名被保険者(加入依頼書等記載の本人をいいます。)が未成年者または責任無能力者の場合、記名被保険者に関する事故にかぎり、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって記名被保険者を監督する方(記名被保険者の親族にかぎり)についても被保険者となります。</p>	<p>①故意によって生じた賠償責任 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する賠償責任 ③地震、噴火またはこれらによる津波に起因する賠償責任 ④被保険者および被保険者と同居する親族に対する賠償責任 ⑤被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する方に対して負担する賠償責任(※) ⑥自動車の所有、使用または管理に起因する賠償責任(※) ⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任</p> <p>など</p> <p>(※) ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。なお、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートの損壊による賠償責任の場合、ゴルフカートに存在する欠陥、磨滅、腐しよく、さびその他の自然消耗または故障損害に対しては保険金をお支払いできません。</p>
ゴルフ用品(注)	<p>ゴルフ場敷地内において、ゴルフ用品について次の①または②の事由により生じた損害に対して、時価(※)を基準に算出した損害の額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、保険金額を限度とします。</p> <p>①ゴルフ用品の盗難(ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合にかぎります。) ②ゴルフクラブの破損または曲損</p> <p>(※) 「時価」とは、同等なものを新たに購入するのに必要な額から使用や経過年月による消耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額をいいます。修理が可能な場合は、保険金額を限度として、時価額または修繕費のいずれか低い方でお支払いします。 (注) ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損または曲損は、保険金お支払いの対象となりません。</p>	<p>①故意または重大な過失によって生じた損害 ②自然の消耗または性質による変質その他類似の事由によって生じた損害 ③置き忘れ(※)または紛失によって生じた損害 ④戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害 ⑤地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた損害 ⑥ゴルフボールのみの盗難によって生じた損害</p> <p>など</p> <p>(※) 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。</p>
ホールインワン・アルバトロス費用(注)	<p>日本国内にあるゴルフ場(※1)においてゴルフ競技(※2)中にホールインワンまたはアルバトロスを行った場合に、被保険者が慣習として以下①から⑤までの費用を負担することによって被る損害に対して、保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、保険金をお支払いした場合においても、保険金額は減額しません。</p> <p>①贈呈用記念品購入費用(現金、商品券等を除きます。) ②祝賀会費用(※3) ③ゴルフ場に対する記念植樹費用 ④同伴キャディに対する祝儀 ⑤その他慣習として負担することが適当であると社会通念上認められる費用(保険金額の10%を限度とします。)</p> <p>(※1) この特約における「ゴルフ場」とは、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、施設の利用について料金を徴するものをいいます。 (※2) この特約における「ゴルフ競技」とは、ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴し(ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、他の競技者の同伴の有無は問いません。)、基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)、または基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)を含む18ホールを正規にラウンドすることをいいます。 (※3) 「祝賀会費用」とは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から3か月以内に開催された祝賀会に要する費用をいいます。なお、祝賀会としてゴルフ競技を行う場合において、被保険者から損保ジャパンにゴルフ競技を行う時期について告げ、損保ジャパンがこれを認めたときは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から1年以内に開催されたゴルフ競技に必要とする費用を含めることができます。</p>	<p>①ゴルフ場の経営者または使用人(臨時雇いを含みます。)がその経営または勤務するゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトロス ②ゴルフの競技または指導を職業として行っている方の行ったホールインワンまたはアルバトロス ③日本国外で行ったホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>など</p>

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いできない主な場合
ホールインワン・アルバトロス費用(注)	<p>(注1) ホールインワン・アルバトロス費用は、アマチュアの方のみお引き受けできます(ゴルフの競技または指導を職業・職務として行う方はお引受けの対象外となります。)</p> <p>(注2) ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。</p> <p>★ご注意ください! キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、原則として保険金のお支払いの対象となりません。ただし、以下①から④までのいずれかを満たすときにかぎりお支払いの対象となります。</p> <p>①そのゴルフ場の使用人が目撃しており、署名・捺印された証明書が得られる場合</p> <p>②会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技に参加している間のホールインワンまたはアルバトロスで、その公式競技の参加者または競技委員が目撃しており、署名・捺印された証明書が得られる場合</p> <p>③ビデオ映像(ビデオ撮影機器による映像で、日時、場所、ゴルファーの個別確認等が可能なもので、第1打からボールがホール(球孔)に入るまで連続した映像のものにかぎり)が提出できる場合</p> <p>④同伴競技者以外の第三者(※)が目撃しており、署名・捺印された証明書が得られる場合</p> <p>(※)例えば、前または後の組のプレーヤー、そのゴルフ場の従業員ではないがショートホールで開催している「ワンオンチャレンジ」等の企画に携わるイベント会社の社員、またはゴルフ場に入出入りする造園業者、飲食料運搬業者、工事業者をいいます。</p>	<前ページより続きます。>

(注) 補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。

(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1 契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

その他ご注意ください

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

用語のご説明

用語	用語の定義
【先進医療】	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術を行います。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となる場合があります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)
【治療】	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
【通院】	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
【入院】	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
【ゴルフ場】	ゴルフの練習または競技を行う施設で、施設の利用について料金を徴するものをいいます。 (注) ホールインワン・アルバトロス費用補償特約における「ゴルフ場」の定義については、ホールインワン・アルバトロス費用の補償内容をご確認ください。
【ゴルフ場敷地内】	囲いの有無を問わず、ゴルフ場として区画された場所およびこれに連続した土地をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含み、宿泊施設のために使用される部分を除きます。
【ゴルフ用品】	ゴルフクラブ、ゴルフボールその他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。ただし、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品を含みません。
【目撃】	ホールインワンの場合は、被保険者が第1打で打ったボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。アルバトロスの場合は、被保険者が基準打数(パー)より3つ少ない打数で打った最終打のボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。
【配偶者】	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方(※1)および同性パートナー(※2)を含みます。 (※1) 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2) 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注) 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。
【親族】	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
【免責金額】	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
【傷害(ケガ)】	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。 ・急激とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・偶然とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・外来とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注) 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

ご加入に際して、特にご注意ください(注意喚起情報のご説明)

- クーリングオフ
この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。
- ご加入時における注意事項(告知義務等)
 - ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
 - 加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
 - ご契約者または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。

(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものを行い、他の保険契約等に関する事項を含みます。
<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

 - ★他の保険契約等(※)の加入状況
 - (※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、ゴルファー保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
 - 口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
 - 告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
 - 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。
- ご加入後における留意事項
 - 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。
 - ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。

(注) ホールインワン・アルバトロス費用を補償するご契約の場合において、ゴルフの競技または指導を職業・職務として行うこととなったときは、その方が行ったホールインワンまたはアルバトロスに対しては保険金をお支払いできませんので、ご加入内容の変更について取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>
被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎり)を解除することを求めることができます。お手続き方法につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
<重大事由による解除等>
- 保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
<他の身体障害または疾病の影響>
- すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。
- 責任開始期
保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。*保険期間の途中でご加入を希望される場合は、取扱代理店までご連絡ください。
- 事故がおきた場合の取扱い
 - 事故が発生した場合(ホールインワン・アルバトロス費用補償については、ホールインワンまたはアルバトロスを行った場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
 - 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

(注) ゴルフ賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。
なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

 - ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
 - ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
- ゴルフ用品の損害の場合は、修理前に損保ジャパンにご相談ください。なお、ゴルフ用品の盗難の場合は、警察署に届け出いただく必要があります。
- 保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ③ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード(写)、贈呈用記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書 など

	必要となる書類	必要書類の例
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

- (※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。
 (注1) 事故の内容または損害の額およびケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
 (注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 前記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。
- ホールインワン・アルバトロス費用保険金の請求に際して、以下の証明書類の提出が必要となります。

1. 証明書
 同伴競技者1名(※1)、補助者としてついたゴルフ場所属のキャディ1名(※2)およびゴルフ場責任者の署名・捺印をした損保ジャパン所定の証明書
2. 費用支払を証明する書類
3. アテスト済のスコアカード(写)
 その他必要書類については、損保ジャパンよりその都度連絡させていただきます。
 (※1)ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、同伴競技者1名の署名・捺印は不要です。
 (※2)ゴルフ場所属のキャディを補助者として使用しなかった場合は、①～③のいずれかの方に損保ジャパン所定の証明書に署名・捺印をいただくか、もしくは④を提出いただくことが必要です。
 ①被保険者のホールインワンまたはアルバトロスを目撃したゴルフ場従業員(※3)
 ②被保険者が会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技で、被保険者のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃したその公式競技の参加者または競技委員
 ③同伴競技者以外の第三者(※4)が被保険者のホールインワンまたはアルバトロスを目撃している場合はその第三者
 ④ビデオ映像(ビデオ撮影の日時、場所、ゴルファーの個別確認が可能なもので、第1打からボールがホール(球孔)に入るまで連続した映像のものにかぎります。)
 (※3)そのゴルフ場に直接雇用されている従業員、パート・アルバイトまたは派遣社員のことをいいます。
 (※4)例えば、前または後の組のプレーヤー、そのゴルフ場の従業員ではないがショートホールで開催している「ワンオンチャレンジ」等の企画に携わるイベント会社の社員、またはゴルフ場に入出入りする造園業者、飲食料運搬業者、工事業者をいいます。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

- この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日からすでに過ぎた期間)に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。
 (注) ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

9. 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

【三大疾病補償プラン：疾病保険特約＋三大疾病のみ補償特約】

被保険者が、保険期間中に三大疾病を被り、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けた場合、通院された場合等に保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
三大疾病補償プラン	三大疾病入院保険金 保険期間中に次のいずれかに該当し、入院した場合、1回の入院につき1,000日を限度として、入院1日につき、三大疾病入院保険金日額をお支払いします。 ①がんと診断確定されたとき。 ②急性心筋こうそくを発病したとき。 ③脳卒中(くも膜下出血、脳内出血、脳こうそく)を発病したとき。 ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> 三大疾病入院保険金の額＝三大疾病入院保険金日額×入院した日数 </div>	
	三大疾病手術保険金 保険期間中に所定の三大疾病(がん、急性心筋こうそく、脳卒中)に該当した場合、かつその疾病の治療のために病院または診療所において以下の①から③までのいずれかの手術(※1)を受けた場合、三大疾病手術保険金をお支払いします。なお、手術の種類によっては、回数などの制限があります。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②先進医療に該当する手術(※2) ③放射線治療に該当する診療行為 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> 手術(重大手術(※3)以外) <入院中に受けた手術の場合> 三大疾病手術保険金の額＝三大疾病入院保険金日額×20(倍) <外来で受けた手術の場合> 三大疾病手術保険金の額＝三大疾病入院保険金日額×5(倍) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> 重大手術(※3) 三大疾病手術保険金の額＝三大疾病入院保険金日額×40(倍) (注)重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。 </div> (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、三大疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術・視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術(レーシック手術等)など (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 (※3)重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術(穿頭術を含みます。) ②悪性新生物に対する開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の病変に対する開胸手術および開腹手術 ④四肢切断術(手指・足指を除きます。) ⑤脊髄(せきずい)腫摘出術 ⑥日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。 三大疾病手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(5)までの制限があります。 (1)時期を同じくして2以上の手術を受けた場合、三大疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 (2)同一の手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。)を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術(※1)に該当するときは、同一手術期間(※2)に受けた一連の手術(※1)については、三大疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 (※1)一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。 (※2)同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※)を除きます。) ③核燃料物質(使用済燃料を含みます。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性 ④上記以外の放射線照射または放射能汚染 など (※)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。以下同様とします。
(続く)		

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
三大疾病手術保険金(続き)	(3) 医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。 (4) 放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。 (5) 乳房再建術については、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表の手術料算定対象として列挙されている診療行為に該当しない場合であっても、三大疾病手術保険金をお支払いします。ただし、その場合は、1回の入院につき1乳房に対して1回のお支払いを限度とします。	<前ページより続きます。>
三大疾病通院保険金	保険期間中に次のいずれかに該当し、通院した場合、45日を限度として、通院1日につき、三大疾病通院保険金日額をお支払いします。ただし、最初の通院の開始日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降の通院に対しては、保険金をお支払いしません。 ①がんと診断確定されたとき。 ②急性心筋こうそくを発病したとき。 ③脳卒中(くも膜下出血、脳内出血、脳こうそく)を発病したとき。	
三大疾病退院一時金	保険期間中に所定の三大疾病(がん、急性心筋こうそく、脳卒中)に該当し、継続して20日を超えて入院し、最初の入院の開始日からその日を含めて1,000日以内に生存している状態で退院した場合、三大疾病退院一時金保険金額をお支払いします(1回の入院について1回かぎりとなります。)	
三大疾病診断保険金	保険期間中に次の①から③までのいずれかの支払事由に該当した場合、三大疾病診断保険金額をお支払いします。ただし、支払事由に該当した場合であっても、同一の支払事由に前回該当した日からその日を含めて1年以内であるときは、保険金をお支払いしません。 ①次のいずれかに該当したこと。 ア. 初めてがんと診断確定されたこと。 イ. 原発がん(※)が、治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたこと。 ウ. 原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定されたこと。 ②急性心筋こうそくを発病し、その治療を直接の目的として入院を開始したこと。 ③脳卒中(くも膜下出血、脳内出血、脳こうそく)を発病し、その治療を直接の目的として入院を開始したこと。 (※)初年度契約からこの保険契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中にすでに診断確定されたがんをいいます。	
三大疾病補償プラン		①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑤頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※)のないもの ⑥無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑧妊娠、出産 ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故 など (※)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
先進医療等費用保険金(注1)	保険期間中に傷害または疾病を被り、被保険者が日本国内で先進医療等(※1)を受けたことにより負担した先進医療(※2)の技術料や臓器移植に要する費用等を先進医療等費用保険金額を限度にお支払いします。 (※1)先進医療および臓器移植術をいいます。 (※2)病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kan.html)	

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
がん補償プラン：がん保険特約	被保険者が、保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けた場合、外来で治療された場合等に保険金をお支払いします。	
がん診断保険金	保険期間中に初めてがんと診断確定された場合、またはがんと診断確定されその治療を直接の目的として入院を開始された場合、がん診断保険金額をお支払いします。 なお、2回目以降のがん診断保険金のお支払いは、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年以内に該当した支払事由については、保険金をお支払いしません。が、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年を経過した日の翌日にごんの治療を直接の目的として継続して入院中の場合は、保険金をお支払いします。	
がん入院保険金	保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として入院を開始した場合、入院した日数に対し、入院1日につきがん入院保険金日額をお支払いします。 $\text{がん入院保険金の額} = \text{がん入院保険金日額} \times \text{入院した日数}$	
がん手術保険金	保険期間中にがんと診断確定され、がんの治療のために病院または診療所において以下①から③までのいずれかの手術(※1)を受けた場合、がん手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②先進医療に該当する手術(※2) ③放射線治療に該当する診療行為 手術(重大手術(※3)以外) <入院中に受けた手術の場合> $\text{がん手術保険金の額} = \text{がん入院保険金日額} \times 20$ (倍) <外来で受けた手術の場合> $\text{がん手術保険金の額} = \text{がん入院保険金日額} \times 5$ (倍) 重大手術(※3) $\text{がん手術保険金の額} = \text{がん入院保険金日額} \times 40$ (倍) (注)重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。 (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術 など (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 (※3)重大手術とは以下の手術をいいます。 ①悪性新生物に対する開頭手術(穿頭術を含みます。) ②悪性新生物に対する開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③悪性新生物に対する四肢切断術(手指・足指を除きます。) ④脊髄(せきずい)腫(悪性)摘出術 ⑤悪性新生物の治療を直接の目的として日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。))の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。 がん手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(5)までの制限があります。 (1)時期を同じくして2以上の手術を受けた場合、がん手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 (2)同一の手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。)を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術(※1)に該当するときは、同一手術期間(※2)に受けた一連の手術(※1)については、がん手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 (※1)一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。 (※2)同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。 (3)医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。 (4)放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。) ③核燃料物質(使用済燃料を含みます。) もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。))の放射性、爆発性その他の有害な特性 ④上記以外の放射線照射または放射能汚染 ⑤がん以外での入院、手術、通院 など
がん補償プラン		
がん手術保険金		
(続く)		

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
がん手術保険金(続き)	(5) 乳房再建術については、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表の手術料算定対象として列挙されている診療行為に該当しない場合であっても、がん手術保険金をお支払いします。ただし、その場合は、1回の入院につき1乳房に対して1回のお支払いを限度とします。	<前ページより続きます。>
がん外来治療保険金	保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として外来治療を開始した場合、120日を限度として、外来治療を受けた日数に対し、1日につきがん外来治療保険金日額をお支払いします。 なお、がん入院保険金をお支払いするべき期間中に外来治療を受けた場合は、がん入院保険金日額またはがん外来治療保険金日額のいずれか高い額をお支払いします。 $\text{がん外来治療保険金の額} = \text{がん外来治療保険金日額} \times \text{外来治療を受けた日数}$	
がん退院一時金	保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として継続して20日を超えて入院した後、生存している状態で退院した場合、がん退院一時金保険金額をお支払いします。ただし、保険金が支払われることとなった最後の入院の退院日からその日を含めて30日に満たない日に開始した入院による退院については、保険金をお支払いしません。	
がん補償プラン 先進医療等費用保険金(注1)	保険期間中に傷害または疾病を被り、被保険者が日本国内で先進医療等(※1)を受けたことにより負担した先進医療(※2)の技術料や臓器移植に要する費用等を先進医療等費用保険金額を限度にお支払いします。 (※1) 先進医療および臓器移植術をいいます。 (※2) 病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑤頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑥無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑧妊娠、出産 ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

【医療充実プラン：疾病保険特約】

被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に疾病を被り、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けられた場合、三大疾病の治療のために通院された場合等に保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
疾病入院保険金	保険期間中に疾病を被り、入院を開始した場合、1回の入院につき1,000日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき疾病入院保険金日額をお支払いします。ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。 $\text{疾病入院保険金の額} = \text{疾病入院保険金日額} \times \text{入院した日数}$	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥傷害 ⑦妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等(※1)の支払いの対象となる場合を除きます。 ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの ⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害 など (※1)「療養の給付」等とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。 (※2)「医学的他覚所見」とは、医学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
疾病手術保険金	以下の(1)または(2)のいずれかの場合に保険金をお支払いします。 (1) 保険期間中に疾病を被り、かつその疾病の治療のために病院または診療所において以下の①から③までのいずれかの手術(※1)を受けた場合、疾病手術保険金をお支払いします。なお、手術の種類によっては、回数などの制限があります。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②先進医療に該当する手術(※2) ③放射線治療に該当する診療行為 手術(重大手術(※3)以外) <入院中に受けた手術の場合> 疾病手術保険金の額 = 疾病入院保険金日額 × 20(倍) <外来で受けた手術の場合> 疾病手術保険金の額 = 疾病入院保険金日額 × 5(倍) 重大手術(※3) 疾病手術保険金の額 = 疾病入院保険金日額 × 40(倍) (注) 重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。 (※1) 以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表で手術料の算定対象とならない乳房再建術、視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術(レーシック手術等) など (※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 (※3) 重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術(穿頭術を含みます。) ②悪性新生物に対する開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の病変に対する開胸手術および開腹手術 ④四肢切断術(手指・足指を除きます。) ⑤脊髄(せきずい)腫摘出術 ⑥日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。	

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
疾病手術 保険金	<p>(2) 骨髄幹細胞採取手術(※1)(※2)を受けた場合は、保険期間中に確認検査(※3)を受けた時を疾病を被った時とみなして、(1)と同様の保険金額を疾病手術保険金としてお支払いします。</p> <p>(※1) 組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいい、末梢血幹細胞採取を除きます。また、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。</p> <p>(※2) ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年経過した後に受けた場合にお支払いの対象となります。</p> <p>(※3) 「確認検査」とは、骨髄幹細胞の受容者と白血球の型等の適合等を確認するための検査のうち、最初に行ったものをいいます。ただし、骨髄バンクドナーの登録の検査を除きます。</p> <p>疾病手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(4)までの制限があります。</p> <p>(1) 時期を同じくして2以上の手術を受けた場合、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>(2) 同一の手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。)を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術(※1)に該当するときは、同一手術期間(※2)に受けた一連の手術(※1)については、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>(※1) 一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。</p> <p>(※2) 同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。</p> <p>(3) 医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。</p> <p>(4) 放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。</p>	<p><前ページより続きます。></p>
三大疾病 通院保険金	<p>保険期間中に次のいずれかに該当し、通院した場合、45日を限度として、通院1日につき、三大疾病通院保険金日額をお支払いします。ただし、最初の通院の開始日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降の通院に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <p>①がんと診断確定されたとき。 ②急性心筋こうそくを発病したとき。 ③脳卒中(くも膜下出血、脳内出血、脳こうそく)を発病したとき。</p>	<p>①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。) ③核燃料物質(使用済燃料を含みます。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、燃発性その他の有害な特性 ④上記以外の放射線照射または放射能汚染 など</p>
先進医療等 費用保険金 (注1)	<p>保険期間中に傷害または疾病を被り、被保険者が日本国内で先進医療等(※1)を受けたことにより負担した先進医療(※2)の技術料や臓器移植に要する費用等を先進医療等費用保険金額を限度にお支払いします。</p> <p>(※1) 先進医療および臓器移植術をいいます。 (※2) 病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)</p>	<p>①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑤頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑥無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑧妊娠、出産 ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
医療充実プラン (傷害)	<p>【医療充実プラン：傷害保険特約】 被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に生じた急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によるケガで、入院を開始した場合、手術を受けられた場合等に保険金をお支払いします。</p> <p>傷害入院保険金 保険期間中に生じた事故によるケガで入院した場合、1事故につき1,000日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき傷害入院保険金日額をお支払いします。</p> <p style="text-align: center;">傷害入院保険金の額 = 傷害入院保険金日額 × 入院した日数</p> <p>傷害手術保険金 保険期間中に生じた事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、傷害手術保険金をお支払いします。なお、1事故に基づくケガに対して時期を同じくして、2以上の手術を受けたときは、それらの手術のうち、傷害手術保険金の額が最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術(※2)</p> <p>手術(重大手術(※3)以外) <入院中に受けた手術の場合>傷害手術保険金の額 = 傷害入院保険金日額 × 20(倍) <外来で受けた手術の場合>傷害手術保険金の額 = 傷害入院保険金日額 × 5(倍)</p> <p>重大手術(※3) 傷害手術保険金の額 = 傷害入院保険金日額 × 40(倍) (注) 重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。</p> <p>(※1) 以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりません。 (※3) 重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術(穿頭術を含みます。) ②開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③四肢切断術(手指・足指を除きます。) ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎりません。</p>	<p>①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による事故 ⑤脳疾患、疾病または心神喪失 ⑥妊娠、出産、早産または流産 ⑦外科的手術その他の医療処置 ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など</p>
	<p>【三大疾病補償プラン】 (注) 初年度契約の締結の後に保険金の支払条件の変更があった場合において、以下の(2)の①から③までに掲げる時が、この保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、次の(1)または(2)の保険金の額のうち、いずれか低い金額を支払います。ただし、急性心筋こうそくまたは脳卒中については、それらの原因となった以下の(2)の②または③に掲げる時から起算して1年を経過した後に入院を開始した場合を除きます。</p> <p>(1) この保険契約の支払条件により算出された保険金の額 (2) 以下の①から③までに掲げる時の保険契約の支払条件により算出された保険金の額 ①がんと診断確定された時 ②急性心筋こうそくについては、急性心筋こうそくの原因となった疾病の医師の診断による発病の時 ③脳卒中については、脳卒中の原因となった疾病の医師の診断による発病の時</p> <p>【がん補償プラン】 (注) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。 ①このご契約のお支払条件により算出された保険金の額 ②被保険者ががんと診断確定された時のご契約のお支払条件により算出された保険金の額</p> <p>【医療充実プラン】 (注) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、入院の原因となった疾病を被った時から起算して1年を経過した後に入院を開始した場合を除きます。 ①被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額 ②被保険者が入院を開始した時のお支払条件により算出された保険金の額</p> <p>【共通】 (注1) 補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。 (※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。 (※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。</p>	

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
介護一時金	<p>保険期間中に、疾病や傷害などにより以下の①または②のいずれかに該当した場合、介護一時金保険金額をお支払いします。</p> <p>なお、保険金をお支払いした場合この特約は失効するため、お支払いは1回かぎりとなります。</p> <p>①公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分の要介護2から5までに該当する認定を受けた場合(※1)</p> <p>②損保ジャパンが定める所定の要介護状態(※2)となり、その要介護状態が要介護状態に該当した日からその日を含めて90日を超えて継続した場合(※1)要介護認定を受けてからその状態が継続した日数にかかわらず保険金をお支払いします。</p> <p>(※2)公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。</p>	<p>①故意または重大な過失</p> <p>②自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故</p> <p>④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)</p> <p>⑤アルコール依存、薬物依存または薬物乱用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)</p> <p>⑥先天性異常</p> <p>⑦地震、噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑧戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないものなど</p> <p>(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。</p> <p>(※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。</p>
認知症一時金	<p>被保険者が、保険期間中に、認知症と診断確定された場合は、認知症一時金をお支払いします。</p> <p>保険金をお支払いした場合、特約(※)は失効するため、お支払いは1回かぎりとなります。</p> <p>(※)軽度認知障害等一時金支払特約および認知症限定特約(軽度認知障害等一時金用)をいいます。</p>	

介護一時金
 (注)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時から起算して1年を経過した後に要介護状態に該当した場合を除きます。
 ①疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時の支払条件により算出された保険金の額
 ②被保険者が要介護状態に該当した日の支払条件により算出された保険金の額

認知症一時金
 (注)初年度契約の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、疾病、傷害その他の認知症の原因となった事由が生じた時から起算して1年を経過した後に認知症に該当した場合を除きます。
 ①疾病、傷害その他の認知症の原因となった事由が生じた時の支払条件により算出された保険金の額
 ②被保険者が認知症と診断確定された日の支払条件により算出された保険金の額

その他ご注意いただきたいこと

●特定疾病等対象外特約について

・「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約を継続される場合、継続後契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。
 (注)「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約は、該当する疾病群により、以下の特別な条件がセットされています。
 補償対象外とする疾病・症状が発病した場合には、保険金をお支払いできません。

セットされる条件	補償対象外とする疾病・症状	補償対象外期間
特定疾病等対象外の条件	該当する疾病群に属するすべての疾病 (注)例えばA群を補償対象外としてご加入いただいている場合、下表記載の疾病に関わらず、胃、腸の疾病はすべて補償対象外となります。	全保険期間(継続契約においても原則として同様です。)

<補償対象外とする疾病・症状の例>

疾病群	補償対象外とする疾病・症状
A群 胃・腸の疾病	炎症性腸疾患(かいよう性大腸炎・クローン病)、胃・腸・十二指腸のかいよう、腹膜炎、胃・腸のポリープ、腸閉塞、大腸炎 など
B群 肝臓・胆のう・すい臓の疾病	肝硬変、慢性肝炎、肝肥大、すい炎、急性肝炎、肝のうよう、胆石、胆のう炎 など
C群 腎臓・泌尿器の疾病	慢性腎炎、ネフローゼ、腎不全、副腎しゅよう、腎盂炎、急性腎炎、腎臓・膀胱・尿路の結石 など
D群 気管支・肺の疾病	結核、肺線維症、慢性閉塞性肺疾患、(COPD(慢性気管支炎・肺気腫など))、肋膜炎、膿胸、ぜんそく、気管支拡張症、肺炎、肺壞疽、自然気胸 など
E群 脳血管・循環器関係の疾病	脳卒中(脳出血、脳こうそく(脳軟化)・くも膜下出血)、心臓弁膜症、心筋こうそく、心筋症、狭心症、不整脈(心房細動など、人工ペースメーカーを使用した場合を含みます。)、心雑音、動脈硬化症、動脈瘤、高血圧症、静脈瘤 など
F群 腰・脊椎の疾病	骨のしゅよう性疾患、腰痛症、変形性脊椎症、ギックリ腰、椎間板ヘルニア、骨粗しょう症、後縦靭帯骨化症 など
H群 眼の疾病	白内障、緑内障、網膜炎、網膜症 など
I群 ご婦人の疾病	子宮筋腫、子宮内膜症、卵巣のう腫、乳腺症(乳腺線維腺腫を含みます。)、不正出血 など

・ご継続手続き時に再告知いただくことで、継続後契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。ただし、再告知時点における告知内容によりお引受条件を決定するため、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。なお、保険期間の中途での削除はできません。

・詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
 保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

用語のご説明

用語	用語の定義
がん	「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 (2003年版) 準拠」に定められた分類項目中、所定の悪性新生物をいいます。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。
がんと診断確定された時	医師または歯科医師(※)が、病理組織学的所見(剖検や生検)、細胞学的所見、理学的所見(X線や内視鏡等)、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかによってがんを診断確定した時をいいます。 (※)被保険者が医師または歯科医師である場合は、被保険者以外の医師または歯科医師をいいます。
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。 ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
外来治療(がん)	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査等による入院は除きます。
1回の入院(疾病)	入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日までの期間中に、同一の身体の障害(疾病については、前の入院の原因となった疾病と医学上密接な関係にあると認められる疾病を含みます。)により再入院された場合は、前後の入院を合わせて1回の入院とみなします。保険金をお支払いするべき入院中に、保険金をお支払いするべき他の身体の障害を被った場合は、当初の入院と他の身体の障害による入院を合わせて1回の入院とみなします。
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)
放射線治療	次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為(※)。ただし、血液照射を除きます。 ② 先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 (※) 歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。

治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。																						
乳房再建術(がん)	がんの治療を直接の目的とした乳房の切除術により喪失された乳房の形態を皮膚弁(※)または人工物を用いて正常に近い形態に戻すことを目的とする手術をいいます。乳頭または乳輪を対象とする手術は、乳房再建術には含みません。 (※) 皮膚弁 皮膚の欠損部を被覆するための植皮術は含みません。																						
認知症	<p>(1) 認知症とは、次の①および②のすべてに該当する器質性認知症であることをいいます。</p> <p>①脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること</p> <p>②正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること</p> <p>(2) (1)の器質性認知症、器質的な病変あるいは損傷および器質的障害とは、次のとおりとします。</p> <p>①器質性認知症 器質性認知症とは、表3に規定される疾病とします。</p> <p>②器質的な病変あるいは損傷、器質的障害 器質的な病変あるいは損傷、器質的障害とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。</p> <p>表3 対象となる器質性認知症は、「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中下記のものとなります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類項目</th> <th>基本分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アルツハイマー病の認知症</td> <td>F00</td> </tr> <tr> <td>血管性認知症</td> <td>F01</td> </tr> <tr> <td>ピック病の認知症</td> <td>F02.0</td> </tr> <tr> <td>クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症</td> <td>F02.1</td> </tr> <tr> <td>ハンチントン病の認知症</td> <td>F02.2</td> </tr> <tr> <td>パーキンソン病の認知症</td> <td>F02.3</td> </tr> <tr> <td>ヒト免疫不全ウイルス(HIV)病の認知症</td> <td>F02.4</td> </tr> <tr> <td>他に分類されるその他の明示された疾患の認知症</td> <td>F02.8</td> </tr> <tr> <td>詳細不明の認知症</td> <td>F03</td> </tr> <tr> <td>せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの(F05)中のせん妄、認知症に重なったもの</td> <td>F05.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、新たに器質性認知症に分類された疾病があるときには、その疾病を含めます。</p>	分類項目	基本分類	アルツハイマー病の認知症	F00	血管性認知症	F01	ピック病の認知症	F02.0	クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F02.1	ハンチントン病の認知症	F02.2	パーキンソン病の認知症	F02.3	ヒト免疫不全ウイルス(HIV)病の認知症	F02.4	他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F02.8	詳細不明の認知症	F03	せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの(F05)中のせん妄、認知症に重なったもの	F05.1
分類項目	基本分類																						
アルツハイマー病の認知症	F00																						
血管性認知症	F01																						
ピック病の認知症	F02.0																						
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F02.1																						
ハンチントン病の認知症	F02.2																						
パーキンソン病の認知症	F02.3																						
ヒト免疫不全ウイルス(HIV)病の認知症	F02.4																						
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F02.8																						
詳細不明の認知症	F03																						
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの(F05)中のせん妄、認知症に重なったもの	F05.1																						

- 【疾病保険特約・傷害保険特約・三大疾病のみ補償特約】
- ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)より前に発病(※2)した疾病・発生した事故による傷害に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)より前に発病(※2)した疾病・発生した事故による傷害であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由(入院を開始された場合や手術を受けられた場合等)が生じた場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。
 - (注1)特別な条件付き(特定疾病等対象外特約セット)でご加入いただいている場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。
 - (注2)がん保険特約、がん診断保険金支払特約およびがん外来治療保険金支払特約については、ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由が生じた場合も保険金をお支払いできません。
(※1)継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。
(※2)医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。
 - (注3)三大疾病のみ補償特約のがんによる支払事由、三大疾病通院保険金支払特約のがんによる支払事由に対しては、ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由が生じた場合も保険金をお支払いできません。
- 【がん保険特約・三大疾病のみ補償特約】
- ご加入初年度の保険期間の開始日の前日までにがんと診断確定されていた場合は、被保険者がその事実を知っているまたは知らないにかかわらず、がん保険特約・がん診断保険金支払特約・がん外来治療保険金支払特約・三大疾病診断保険金支払特約・三大疾病のみ補償特約・三大疾病通院保険金支払特約は無効(これらの特約のすべての効力が、ご加入時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。)となります。この場合において、告知前にご契約者または被保険者がその事実を知っていたときは、すでにお支払いいただいた保険料を返還しません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて5年を経過し、その期間内に被保険者ががんと診断確定されなかった場合は、この「無効」の規定を適用しません。
 - (注)ご加入初年度の契約に待機期間設定特約がセットされている被保険者の保険金支払いの取扱いは、対象となる特約・がんと診断確定された日の関係等により異なります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
 - がんと診断確定された時が、ご加入初年度の保険期間の開始日より前である場合は、保険金をお支払いできません。
(注)ご加入初年度の契約に待機期間設定特約がセットされている被保険者の保険金支払いの取扱いは、対象となる特約・がんと診断確定された日の関係等により異なります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
 - 一部の疾病群について保険金お支払いの対象外とする条件(特定疾病等対象外特約をセット)でのご加入の場合、その疾病群およびその疾病群を原因とするがんについては保険金をお支払いできません。
- 【介護一時金】
- 疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じたときが、ご加入初年度の保険期間の開始日より前であるときは、保険金をお支払いできません。ただし、継続契約においては、疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じたときが、ご加入初年度の保険期間の開始日より前であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年を経過した後に要介護状態(認定)に該当した場合は、保険金をお支払いします。

3.ご加入後における留意事項

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>
- 被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎり)を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
<重大事由による解除等>
- 保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
<他の身体障害または疾病の影響>
- 保険金のお支払いの対象となっていないケガや後遺障害、病気の影響で、保険金をお支払いする病気等の程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4.責任開始期

- 保険責任は保険期間初日の午後4時に始まり、
・がん保険特約、がん診断保険金支払特約、がん外来治療保険金支払特約、三大疾病診断保険金支払特約、三大疾病入院保険金支払特約において、ご加入初年度の契約に待機期間設定特約がセットされている被保険者の保険金支払いの取扱いは、対象となる特約等により異なります。
詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

5.事故がおきた場合の取扱い

- 保険金支払事由に該当した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。事故の発生日(疾病の場合は、入院を開始した日あるいは手術を受けた日)、がんと診断確定された日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

1.クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2.ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入依頼書・告知書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書・告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。
★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態
告知される方(被保険者)がご認識している病気・症状名が告知書にある病気・症状名と一致しなくても、医学的にその病気・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、告知書にある病気・症状名に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、ご回答ください。
★他の保険契約等(※)の加入状況
(※)「他の保険契約等」とは、医療保険、がん保険、傷害保険、各種商品の入院特約等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
*告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
*損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。
- ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。
(※)保険金額の増額(特定疾病等対象外特約の削除を含みます。)等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。
- 「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。
- 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。
・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合 など
- 告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合があります。
- ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。
- 継続加入の場合において、保険金額の増額(特定疾病等対象外特約の削除を含みます。)等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）（続き）

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、疾病状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	傷害または疾病の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書（写）、死体検案書（写）、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券（写）、運転免許証（写）、レントゲン（写）、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面（写）、被害品明細書、賃貸借契約書（写）、売上高等営業状況を示す帳簿（写） など ③ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード（写）、贈呈用記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書（写）、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書（※）、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

（※）保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

（注1）保険金支払事由の内容・程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

（注2）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするため必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

●病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

【疾病保険特約・三大疾病のみ補償特約】

●初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、満期時にご継続をお断りすることがあります。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退（解約）に際しては、既経過期間（保険期間の初日からすでに過ぎた期間）に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退（解約）に際して、返れい金のお支払いはありません。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

9. 個人情報の取扱いについて

○保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)をご覧ください。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

！もう一度ご確認ください。

1 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約
- 保険料、保険料払込方法
- 保険金額
- 満期返れい金・契約者配当金がないこと
- 保険期間

2 ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）。

- 被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。
- パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあつては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

【「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」をセットしたプランにご加入になる場合のみご確認ください】

- 「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」をセットされる場合、他のホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険にご加入の場合の以下の【注意事項】をご確認いただきましたか。

【注意事項】

ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうちで最も高い保険金額となります。

【団体傷害総合保険（基本プラン・弁護のちからプラン）にご加入になる方のみご確認ください】

- 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造業者、漁業業者、建設業者（高所作業の有無を問いません。）、採鉱・採石業者、自動車運転者（バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者）、農林業業者

※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。

※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）の方等についてはお引き受けできません。

【ご家族ぐるみコース・ご夫婦のみコースにご加入になる方のみご確認ください】

- 被保険者の範囲についてご確認ください。

3 お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

LINEで保険金の請求・保険会社とのやりとりが可能です

LINEでの保険金請求なら… 工作中や運転中など、忙しくて電話に出られない時でも大丈夫!

損保ジャパンのLINE公式アカウントのメニューからいつでも簡単に!
事故のご連絡から保険金請求のお手続きまで完結できます!

トーク画面から事故の連絡
(損害保険のみ)

24時間いつでも連絡可能

専用アプリなどのインストール不要

事故のご連絡の際は「加入者番号」を
必ずご入力ください。

保険金請求までチャットで完結
(チャット:全保険商品対応、保険金請求・傷害・医療)

チャットや画像で履歴が残るので^(※1)分かりやすい

書類の記入・郵送が不要^(※2)

最短30分でお手続き完了

(※1)チャットの内容はセキュリティの高い損保ジャパンのサーバーに
保存されます。

(※2)ご請求いただく保険金の内容によって、別途書類のご提出が
必要となる場合がございます。



LINEの
保険金請求は
こちらから

もしも、ケガをされたら、病気で入院・手術されたら… (保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

【取扱代理店】NX商事株式会社各支店お問い合わせ先にご連絡ください。
もしくは、損保ジャパン事故サポートセンターまでご連絡ください。

■事故サポートセンター

0120-727-110 (受付時間:24時間365日)



◎以下お問い合わせ先では、事故のご相談のほか、各種ご相談を承ります。

各種お問い合わせ先【下記担当窓口にご連絡ください。】

NX商事株式会社 本社保険部 カスタマーサービスセンター
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

〒108-0023 東京都港区芝浦4丁目2番19号5階 TEL:0120-004-087

- 保険会社との間で問題を解決できない場合 (指定紛争解決機関)
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADR センター
[ナビダイヤル]0570-022808< 通話料有料>
受付時間:平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)
- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトにも約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、4か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

■引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社 物流開発部 営業第一課
〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10
TEL: 03-3231-3545 (受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)